

## 第10章 環境影響の総合的な評価

昭和 48 年に稼働した我孫子市クリーンセンターは市内唯一のごみ処理施設であり、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設からなる。

焼却施設（ストーカ方式、処理能力 1 号炉日量 90t、2 号炉日量 105t）は現在、年間約 29,000t の可燃ごみ等（可燃ごみ、可燃残渣、脱水ケーキ）を処理しており、これまで炉の増設や機能回復工事、ダイオキシン類対策工事を実施してきた。しかし、稼働から 40 年以上が経過し、老朽化による故障リスク、維持管理費用が増大しており、本市の安定的なごみ処理の維持が難しい状況にある。また、昭和 52 年稼働の破碎処理施設と昭和 57 年稼働の資源価値向上施設、平成 13 年稼働のプラスチック中間処理施設も老朽化が進んでおり、いずれも新たな施設の整備が必要である。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、「大気質」、「水質」、「水文環境」、「騒音及び超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「地盤」、「土壌」、「日照阻害」、「植物」、「動物」、「陸水生物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物」、「残土」及び「温室効果ガス等」の 18 項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査、予測及び評価を行った。各環境要素の調査、予測及び評価の結果の概要は、表 10-1 に示すとおりである。

また、「第 9 章 監視計画」に記載したとおり事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合は、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進める所存である。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

(余白)

表 10-1(1) 環境影響評価結果の概要 (1/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																																																																			
大気質	<p>1. 降下ばいじん量 対象事業実施区域内で実施した調査結果は、1.0～4.5t/km<sup>2</sup>/月であった。</p> <p>2. 沿道大気質 (1) 現地調査結果 工事用車両・廃棄物運搬車両の走行ルートである一般県道我孫子利根線:利根水郷ライン沿道等の4地点で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。 二酸化窒素は、環境基準値(日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)及び千葉県環境目標値(日平均値が0.04ppm以下)を満足していた。 浮遊粒子状物質は、環境基準(日平均値が0.10以下、1時間値が0.20以下)を満足していた。</p> <p>沿道大気質現地調査結果(四季調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>項目</th> <th>期間平均値</th> <th>1時間値の最高値</th> <th>日平均値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td rowspan="4">二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.013</td> <td>0.040</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>0.013</td> <td>0.042</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>0.011</td> <td>0.043</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>0.010</td> <td>0.043</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>T1</td> <td rowspan="4">浮遊粒子状物質(mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.025</td> <td>0.134</td> <td>0.082</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>0.022</td> <td>0.099</td> <td>0.062</td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>0.023</td> <td>0.103</td> <td>0.059</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>0.021</td> <td>0.102</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 環境大気質 (1) 資料調査結果 対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局(我孫子湖北台)における平成28年度の主な測定項目の測定結果は以下のとおりであり、環境基準を達成していた。</p> <p>一般環境大気測定局における測定結果(我孫子湖北台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値または2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄(ppm)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.009</td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.017</td> <td>0.043</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次項につづく)</p>	調査地点	項目	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	T1	二酸化窒素(ppm)	0.013	0.040	0.031	T2	0.013	0.042	0.031	T3	0.011	0.043	0.034	T4	0.010	0.043	0.030	T1	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.134	0.082	T2	0.022	0.099	0.062	T3	0.023	0.103	0.059	T4	0.021	0.102	0.060	項目	年平均値	日平均値の年間98%値または2%除外値	二酸化硫黄(ppm)	-	-	二酸化窒素(ppm)	0.009	0.025	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.043	ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	-	-	<p>建設機械稼働(粉じん)</p> <p>工事の実施</p> <p>工事用車両の走行</p>	<p>降下ばいじん量は、西側敷地境界地点で最大3.0t/km<sup>2</sup>/月であり、降下ばいじんに係る参考値(10t/km<sup>2</sup>/月以下)を満足するものと予測する。</p> <p>工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、以下に示すとおりである。いずれも環境基準及び千葉県環境目標値を満足する。</p> <p>二酸化窒素濃度の予測結果(単位:ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準</th> <th>千葉県環境目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td rowspan="2">南側 0.0128314</td> <td rowspan="2">0.027</td> <td rowspan="2">日平均値が0.04～0.06のゾーン内またはそれ以下</td> <td rowspan="2">日平均値の年間98%値が0.04以下</td> </tr> <tr> <td>T2</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>南側 0.0117967</td> <td>0.025</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>浮遊粒子状物質の予測結果(単位:mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td rowspan="2">南側 0.0251429</td> <td rowspan="2">0.060</td> <td rowspan="2">日平均値が0.10以下</td> </tr> <tr> <td>T2</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>南側 0.0251236</td> <td>0.060</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準	千葉県環境目標値	T1	南側 0.0128314	0.027	日平均値が0.04～0.06のゾーン内またはそれ以下	日平均値の年間98%値が0.04以下	T2	T2	南側 0.0117967	0.025			予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	環境基準	T1	南側 0.0251429	0.060	日平均値が0.10以下	T2	T2	南側 0.0251236	0.060		<ul style="list-style-type: none"> <li>適宜、施工範囲へ散水を行う。</li> <li>敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置する。</li> <li>場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じてシート等で養生する。</li> <li>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</li> <li>工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果は、最大でも3.0t/km<sup>2</sup>/月(夏季)となり、降下ばいじんに係る参考値(10t/km<sup>2</sup>/月以下)を満足するものと評価する。</p>
	調査地点	項目	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																																																																																			
T1	二酸化窒素(ppm)	0.013	0.040	0.031																																																																																				
T2		0.013	0.042	0.031																																																																																				
T3		0.011	0.043	0.034																																																																																				
T4		0.010	0.043	0.030																																																																																				
T1	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.134	0.082																																																																																				
T2		0.022	0.099	0.062																																																																																				
T3		0.023	0.103	0.059																																																																																				
T4		0.021	0.102	0.060																																																																																				
項目	年平均値	日平均値の年間98%値または2%除外値																																																																																						
二酸化硫黄(ppm)	-	-																																																																																						
二酸化窒素(ppm)	0.009	0.025																																																																																						
浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.043																																																																																						
ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	-	-																																																																																						
予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準	千葉県環境目標値																																																																																				
T1	南側 0.0128314	0.027	日平均値が0.04～0.06のゾーン内またはそれ以下	日平均値の年間98%値が0.04以下																																																																																				
T2																																																																																								
T2	南側 0.0117967	0.025																																																																																						
予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	環境基準																																																																																					
T1	南側 0.0251429	0.060	日平均値が0.10以下																																																																																					
T2																																																																																								
T2	南側 0.0251236	0.060																																																																																						
			<p>工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果のうち、寄与率は二酸化窒素が0.011%～0.284%、浮遊粒子状物質が0.001%～0.026%と低い値となった。また、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 工事用車両の走行による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.060mg/m<sup>3</sup>であり、いずれも整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が集中しないように工程や配車計画の検討を行う。</li> <li>工事用車両の走行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事用車両の整備、点検を、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りに努める。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事用車両の走行による沿道大気質の予測結果のうち、寄与率は二酸化窒素が0.011%～0.284%、浮遊粒子状物質が0.001%～0.026%と低い値となった。また、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 工事用車両の走行による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.060mg/m<sup>3</sup>であり、いずれも整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>																																																																																			

(余白)

表 10-1(2) 環境影響評価結果の概要 (2/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																																																																																																																						
大気質	<p>3. 環境大気質 (つづき)</p> <p>(2) 現地調査結果 対象事業実施区域内及び周辺4地点の計5地点で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>① 二酸化硫黄 各地点は環境基準を満足していた。</p> <p>二酸化硫黄現地調査結果 (四季調査) (単位: ppm)</p> <table border="1" data-bbox="231 520 816 716"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>0.001</td> <td>0.007</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.001</td> <td>0.005</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.001</td> <td>0.006</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>E4[南南西側]</td> <td>0.000</td> <td>0.005</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.002</td> <td>0.005</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 窒素酸化物 (二酸化窒素) 各地点は環境基準値及び千葉県環境目標値を満足していた。</p> <p>二酸化窒素地調査結果 (四季調査) (単位: ppm)</p> <table border="1" data-bbox="231 888 816 1083"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>0.012</td> <td>0.042</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.011</td> <td>0.040</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.011</td> <td>0.042</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>E4[南南西側]</td> <td>0.012</td> <td>0.044</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.011</td> <td>0.046</td> <td>0.034</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 浮遊粒子状物質 各地点は環境基準を満足していた。</p> <p>浮遊粒子状物質現地調査結果 (四季調査) (単位: mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="231 1224 816 1419"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>0.025</td> <td>0.146</td> <td>0.089</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.025</td> <td>0.106</td> <td>0.067</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.023</td> <td>0.112</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>E4[南南西側]</td> <td>0.024</td> <td>0.120</td> <td>0.073</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.025</td> <td>0.137</td> <td>0.078</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ダイオキシン類 各地点は環境基準を満足していた。</p> <p>ダイオキシン類現地調査結果 (四季調査) (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="278 1560 771 1734"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>実測濃度</th> <th>毒性等量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>3.3</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>3.4</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>3.1</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>E4[南南西側]</td> <td>3.1</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>3.7</td> <td>0.041</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次項につづく)</p>	調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	E1(対象事業実施区域)	0.001	0.007	0.004	E2[北北東側]	0.001	0.005	0.002	E3[西南西側]	0.001	0.006	0.002	E4[南南西側]	0.000	0.005	0.002	E5[南東側]	0.002	0.005	0.003	調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	E1(対象事業実施区域)	0.012	0.042	0.034	E2[北北東側]	0.011	0.040	0.031	E3[西南西側]	0.011	0.042	0.034	E4[南南西側]	0.012	0.044	0.035	E5[南東側]	0.011	0.046	0.034	調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	E1(対象事業実施区域)	0.025	0.146	0.089	E2[北北東側]	0.025	0.106	0.067	E3[西南西側]	0.023	0.112	0.060	E4[南南西側]	0.024	0.120	0.073	E5[南東側]	0.025	0.137	0.078	調査地点[方向]	実測濃度	毒性等量	E1(対象事業実施区域)	3.3	0.031	E2[北北東側]	3.4	0.037	E3[西南西側]	3.1	0.033	E4[南南西側]	3.1	0.033	E5[南東側]	3.7	0.041	<p>新廃棄物処理施設の稼働 土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>1. 長期平均濃度 新廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測結果は、以下に示すとおりであり、環境基準等を満足するものと予測する。</p> <p>大気質の予測結果 (長期平均濃度)</p> <table border="1" data-bbox="902 436 1486 888"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 年間98%値 または 2%除外値</th> <th>環境基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.001051</td> <td>0.004</td> <td>【環境基準】日平均値が0.04以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.012192</td> <td>0.031</td> <td>【千葉県環境目標値】日平均値が0.04以下 【環境基準】日平均値が0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.025013</td> <td>0.056</td> <td>【環境基準】日平均値が0.10以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.031064</td> <td>-</td> <td>【環境基準】年平均値が0.6以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μgHg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.002038</td> <td>-</td> <td>【指針値】年平均値が0.04以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、現施設の寄与濃度に対する新廃棄物処理施設の寄与濃度の変化量は、バックグラウンド濃度の数値の大きさと比較すると軽微な変化であるといえる。</p> <p>2. 短期高濃度 新廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測結果は、以下に示すとおりであり、環境基準等を満足するものと予測する。</p> <p>大気質の予測結果 (短期高濃度)</p> <table border="1" data-bbox="902 1209 1486 1476"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>最大環境濃度</th> <th>環境基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td>0.0089</td> <td>【環境基準】1時間値が0.1以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td>0.0380</td> <td>【指針値】1時間値が0.1~0.2以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td>0.0271</td> <td>【環境基準】1時間値が0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td>0.0114</td> <td>【目標環境濃度】1時間値が0.02以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、現施設の予測結果に対する新廃棄物処理施設の予測結果の変化量は、環境基準等の数値の大きさと比較すると軽微な変化であるといえる。</p>	項目	年平均値	日平均値の 年間98%値 または 2%除外値	環境基準等	二酸化硫黄 (ppm)	0.001051	0.004	【環境基準】日平均値が0.04以下	二酸化窒素 (ppm)	0.012192	0.031	【千葉県環境目標値】日平均値が0.04以下 【環境基準】日平均値が0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025013	0.056	【環境基準】日平均値が0.10以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.031064	-	【環境基準】年平均値が0.6以下	水銀 (μgHg/m <sup>3</sup> )	0.002038	-	【指針値】年平均値が0.04以下	項目	区分	最大環境濃度	環境基準等	二酸化硫黄 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0089	【環境基準】1時間値が0.1以下	二酸化窒素 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0380	【指針値】1時間値が0.1~0.2以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	ダウンウォッシュ時	0.0271	【環境基準】1時間値が0.20以下	塩化水素 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0114	【目標環境濃度】1時間値が0.02以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガスの処理については、排ガス処理設備を設置し、自主基準値を満足させる対策を講ずる。</li> <li>・煙突排出ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度、塩化水素濃度、硫酸酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等の監視を行い、自主基準等を超える値が確認された場合は稼働を停止し、その原因究明と対策を検討・実施する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 新廃棄物処理施設の稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることにより、予測値の寄与率は低い値 (二酸化硫黄: 4.88%、二酸化窒素: 1.58%、浮遊粒子状物質: 0.05%、ダイオキシン類: 0.21%、水銀: 1.89%) となる。また、現施設の稼働による大気質の予測結果からの変化量は、バックグラウンド濃度や環境基準と比較して軽微なものである。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>(1) 長期平均濃度 新廃棄物処理施設の稼働による大気質の長期平均濃度の最大着地濃度予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.031ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.056mg/m<sup>3</sup>、水銀の年平均値が0.002038μgHg/m<sup>3</sup>、ダイオキシン類の年平均値が0.031064pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、各項目について基準等を満足するものと評価する。</p> <p>(2) 短期高濃度 新廃棄物処理施設の稼働による大気質の短期高濃度の予測結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び塩化水素は接地逆転層崩壊時、浮遊粒子状物質はダウンウォッシュ時の予測結果が最大となった。最大値は、二酸化硫黄が0.0089ppm、二酸化窒素が0.0380ppm、浮遊粒子状物質が0.0271mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が0.0114ppmであり、各項目について基準等を満足するものと評価する。</p>
	調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																																							
E1(対象事業実施区域)	0.001	0.007	0.004																																																																																																																																								
E2[北北東側]	0.001	0.005	0.002																																																																																																																																								
E3[西南西側]	0.001	0.006	0.002																																																																																																																																								
E4[南南西側]	0.000	0.005	0.002																																																																																																																																								
E5[南東側]	0.002	0.005	0.003																																																																																																																																								
調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																																								
E1(対象事業実施区域)	0.012	0.042	0.034																																																																																																																																								
E2[北北東側]	0.011	0.040	0.031																																																																																																																																								
E3[西南西側]	0.011	0.042	0.034																																																																																																																																								
E4[南南西側]	0.012	0.044	0.035																																																																																																																																								
E5[南東側]	0.011	0.046	0.034																																																																																																																																								
調査地点[方向]	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																																								
E1(対象事業実施区域)	0.025	0.146	0.089																																																																																																																																								
E2[北北東側]	0.025	0.106	0.067																																																																																																																																								
E3[西南西側]	0.023	0.112	0.060																																																																																																																																								
E4[南南西側]	0.024	0.120	0.073																																																																																																																																								
E5[南東側]	0.025	0.137	0.078																																																																																																																																								
調査地点[方向]	実測濃度	毒性等量																																																																																																																																									
E1(対象事業実施区域)	3.3	0.031																																																																																																																																									
E2[北北東側]	3.4	0.037																																																																																																																																									
E3[西南西側]	3.1	0.033																																																																																																																																									
E4[南南西側]	3.1	0.033																																																																																																																																									
E5[南東側]	3.7	0.041																																																																																																																																									
項目	年平均値	日平均値の 年間98%値 または 2%除外値	環境基準等																																																																																																																																								
二酸化硫黄 (ppm)	0.001051	0.004	【環境基準】日平均値が0.04以下																																																																																																																																								
二酸化窒素 (ppm)	0.012192	0.031	【千葉県環境目標値】日平均値が0.04以下 【環境基準】日平均値が0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下																																																																																																																																								
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025013	0.056	【環境基準】日平均値が0.10以下																																																																																																																																								
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.031064	-	【環境基準】年平均値が0.6以下																																																																																																																																								
水銀 (μgHg/m <sup>3</sup> )	0.002038	-	【指針値】年平均値が0.04以下																																																																																																																																								
項目	区分	最大環境濃度	環境基準等																																																																																																																																								
二酸化硫黄 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0089	【環境基準】1時間値が0.1以下																																																																																																																																								
二酸化窒素 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0380	【指針値】1時間値が0.1~0.2以下																																																																																																																																								
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	ダウンウォッシュ時	0.0271	【環境基準】1時間値が0.20以下																																																																																																																																								
塩化水素 (ppm)	接地逆転層崩壊時	0.0114	【目標環境濃度】1時間値が0.02以下																																																																																																																																								

(余白)

表 10-1(3) 環境影響評価結果の概要 (3/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																																																																																				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大気質</p>	<p>3. 環境大気質 (つづき)                      (2) 現地調査結果 (つづき)                      ⑤塩化水素                      各地点は目標環境濃度を満足していた。                      塩化水素現地調査結果 (四季調査) (単位: ppm)</p> <table border="1" data-bbox="231 445 816 640"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>期間 平均値</th> <th>日平均値 の最高値</th> <th>日平均値 の最小値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>0.0003</td> <td>0.0011</td> <td>&lt;0.0001</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.0003</td> <td>0.0010</td> <td>&lt;0.0001</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.0004</td> <td>0.0011</td> <td>&lt;0.0001</td> </tr> <tr> <td>E4[西南西側]</td> <td>0.0003</td> <td>0.0009</td> <td>&lt;0.0001</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.0004</td> <td>0.0016</td> <td>&lt;0.0001</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「&lt;」は定量下限値未満であることを示す。</p> <p>⑥水銀                      各地点は指針値を満足していた。                      水銀現地調査結果 (四季調査) (単位: <math>\mu\text{gHg}/\text{m}^3</math>)</p> <table border="1" data-bbox="231 787 816 982"> <thead> <tr> <th>調査地点[方向]</th> <th>期間 平均値</th> <th>日平均値 の最高値</th> <th>日平均値 の最小値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1(対象事業実施区域)</td> <td>0.002</td> <td>0.007</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.002</td> <td>0.007</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>E4[西南西側]</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「&lt;」は定量下限値未満であることを示す。</p>	調査地点[方向]	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最小値	E1(対象事業実施区域)	0.0003	0.0011	<0.0001	E2[北北東側]	0.0003	0.0010	<0.0001	E3[西南西側]	0.0004	0.0011	<0.0001	E4[西南西側]	0.0003	0.0009	<0.0001	E5[南東側]	0.0004	0.0016	<0.0001	調査地点[方向]	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最小値	E1(対象事業実施区域)	0.002	0.007	<0.001	E2[北北東側]	0.002	0.007	<0.001	E3[西南西側]	0.002	0.004	<0.001	E4[西南西側]	0.001	0.002	<0.001	E5[南東側]	0.001	0.002	<0.001	土地又は工作物の存在及び供用 廃棄物運搬車両の走行	<p>廃棄物運搬車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、以下に示すとおりである。いずれも環境基準及び千葉県環境目標値を満足する。</p> <p style="text-align: center;">二酸化窒素濃度の予測結果 (単位: ppm)</p> <table border="1" data-bbox="905 430 1486 655"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 年間 98%値</th> <th>環境基準</th> <th>千葉県環境 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1 南側</td> <td>0.0128254</td> <td>0.027</td> <td rowspan="4">日平均値が 0.04~0.06 のゾーン内ま たはそれ以下</td> <td rowspan="4">日平均値の 年間 98%値 が0.04以下</td> </tr> <tr> <td>T2 南側</td> <td>0.0118097</td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td>T3 西側</td> <td>0.0111257</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.0111056</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>T4 西側</td> <td>0.0111657</td> <td>0.024</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.0111491</td> <td>0.024</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">浮遊粒子状物質の予測結果 (単位: <math>\text{mg}/\text{m}^3</math>)</p> <table border="1" data-bbox="905 709 1486 934"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の 年間 2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1 南側</td> <td>0.0251419</td> <td>0.060</td> <td rowspan="6">日平均値が 0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>T2 南側</td> <td>0.0251254</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>T3 西側</td> <td>0.0250263</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.0250228</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>T4 西側</td> <td>0.0250319</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>0.0250292</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準	千葉県環境 目標値	T1 南側	0.0128254	0.027	日平均値が 0.04~0.06 のゾーン内ま たはそれ以下	日平均値の 年間 98%値 が0.04以下	T2 南側	0.0118097	0.025	T3 西側	0.0111257	0.024	東側	0.0111056	0.024	T4 西側	0.0111657	0.024			東側	0.0111491	0.024			予測地点	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	環境基準	T1 南側	0.0251419	0.060	日平均値が 0.10 以下	T2 南側	0.0251254	0.060	T3 西側	0.0250263	0.060	東側	0.0250228	0.060	T4 西側	0.0250319	0.060	東側	0.0250292	0.060	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>・廃棄物運搬車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。</li> <li>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者等に周知徹底する。</li> <li>・廃棄物運搬車両の整備、点検を、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者等に周知徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質の予測結果のうち、寄与率は二酸化窒素が 0.106%~0.243%、浮遊粒子状物質が 0.008%~0.023%と低い値となった。また、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質の予測結果は、二酸化窒素の最大値で 0.027ppm、浮遊粒子状物質の最大値で <math>0.060\text{mg}/\text{m}^3</math> であり、いずれの地点も環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと評価する。</p>
	調査地点[方向]	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最小値																																																																																																					
E1(対象事業実施区域)	0.0003	0.0011	<0.0001																																																																																																						
E2[北北東側]	0.0003	0.0010	<0.0001																																																																																																						
E3[西南西側]	0.0004	0.0011	<0.0001																																																																																																						
E4[西南西側]	0.0003	0.0009	<0.0001																																																																																																						
E5[南東側]	0.0004	0.0016	<0.0001																																																																																																						
調査地点[方向]	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最小値																																																																																																						
E1(対象事業実施区域)	0.002	0.007	<0.001																																																																																																						
E2[北北東側]	0.002	0.007	<0.001																																																																																																						
E3[西南西側]	0.002	0.004	<0.001																																																																																																						
E4[西南西側]	0.001	0.002	<0.001																																																																																																						
E5[南東側]	0.001	0.002	<0.001																																																																																																						
予測地点	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準	千葉県環境 目標値																																																																																																					
T1 南側	0.0128254	0.027	日平均値が 0.04~0.06 のゾーン内ま たはそれ以下	日平均値の 年間 98%値 が0.04以下																																																																																																					
T2 南側	0.0118097	0.025																																																																																																							
T3 西側	0.0111257	0.024																																																																																																							
東側	0.0111056	0.024																																																																																																							
T4 西側	0.0111657	0.024																																																																																																							
東側	0.0111491	0.024																																																																																																							
予測地点	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	環境基準																																																																																																						
T1 南側	0.0251419	0.060	日平均値が 0.10 以下																																																																																																						
T2 南側	0.0251254	0.060																																																																																																							
T3 西側	0.0250263	0.060																																																																																																							
東側	0.0250228	0.060																																																																																																							
T4 西側	0.0250319	0.060																																																																																																							
東側	0.0250292	0.060																																																																																																							

(余白)

表 10-1(4) 環境影響評価結果の概要 (4/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
水質	<p>1. 水質（降雨時） 降雨時における 1 回目の調査では浮遊物質量（SS）の最大値は 86mg/L、2 回目の調査では 120mg/L であった。</p> <p>2. 流況（降雨時） 降雨時における河川流量の 1 回目の調査では最大値が 0.199m<sup>3</sup>/秒、2 回目の調査では最大値は 0.340m<sup>3</sup>/秒であった。</p> <p>3. 気象（降雨時） 降雨時における 1 回目の調査では 1 日で 52.5mm（調査時間内の最大で 5.5mm/時）、2 回目の調査では 1 日で 26.0mm（調査時間内の最大で 8.0mm/時）の降雨があった。</p> <p>4. 土粒子の状況 土壌沈降実験の結果は、沈降直後の浮遊物質量（SS）が 1700mg/L であり、5 分後には 370mg/L、60 分後には 180mg/L、240 分後には 110mg/L であった。 また、粒度分布調査結果は、粒径の小さいシルト・粘土分が約 37%、砂分以上が約 63%を占めていた。</p>	工事の実施による水質	<p>1. 水質汚濁防止法の特定施設の排水基準が適用される時期（第二段階工事） 濁水発生量は、15.0mm/時の降雨時において、62.1m<sup>3</sup>/時となった。この浮遊物質量を排水基準である 70mg/L まで低減させるため、702.0m<sup>3</sup>の容量を有する仮設沈砂池を設置する。十分な容量の仮設沈砂池を設置できない場合は、濁水処理プラント（凝集沈殿装置等を想定している）を用いて排水基準以下に浮遊物質量を低減したうえで排水する計画である。以上のことから、工事中の濁水による影響は小さいと予測する。 水素イオン濃度（pH）は、排水先となる布湖排水路で 7.1～8.0 程度であり、アルカリ排水の影響を回避するため、必要に応じて中和処理等の環境保全措置等を行う計画であることから、その影響は小さいと予測する。 汚染土壌による特定有害物質については、工事施工前にすべて適切に掘削除去される計画であることから、工事排水に混入することはないと予測する。</p> <p>2. 工事の影響が最大となると想定される時期（第三段階工事） 濁水発生量は、15.0mm/時の降雨時において、110.7m<sup>3</sup>/時となった。この浮遊物質量を、降水量 8.0mm/時の布湖排水路の浮遊物質量 120mg/L まで低減させるため、243.5m<sup>3</sup>の容量を有する仮設沈砂池を設置する。十分な容量の仮設沈砂池を設置できない場合は、濁水処理プラントを用いて浮遊物質量を低減したうえで排水する計画である。以上のことから、工事中の濁水による影響は小さいと予測する。 水素イオン濃度（pH）については、第二段階と同様と予測する。 汚染土壌による特定有害物質については、第三段階工事に際して土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施するとともに、汚染土壌が確認された場合は第二段階工事と同様に掘削除去等の適切な環境保全措置を講ずることから、その影響は生じないと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工範囲の雨水は、仮設沈砂池に集水し、公共用水域（布湖排水路）へ放流する。その際、第二段階工事では現施設（焼却施設）における浮遊物質量の排水基準である 70mg/L 以下となるように、第三段階工事では並雨時の布湖排水路の浮遊物質量（120mg/L）以下となるように、仮設沈砂池を設置する。規模等が不足する場合は、濁水処理プラントを設置する。</li> <li>・舗装工事・コンクリート工事に伴う排水については、水素イオン濃度（pH）が 7.1～8.0 程度となるように、必要に応じて pH 中和処理を行う。</li> <li>・仮設沈砂池は、十分な貯水容量を確保するため、必要に応じて堆砂を除去する。濁水処理プラントは、必要な点検を実施し、発生する汚泥は産業廃棄物中間処理施設において減容、無害化、安定化などの処理を行った上で最終処分又は資源化を行う。</li> <li>・工事計画の検討により、一時的な広範囲の裸地化を抑制し、工事区域外からの雨水の流入を抑制する。</li> <li>・豪雨が見込まれる場合は、造成工事を行わない。また、シート等により裸地面を被覆する。</li> <li>・施工範囲の雨水を公共用水域（布湖排水路）へ放流する際に、濁度及び水素イオン濃度（pH）のモニタリングを実施し、数値の大きな変動が確認された場合は、その原因究明と対策を検討・実施する。</li> <li>・対象事業実施区域において土壌汚染が確認されていることから、以下の環境保全措置を実施する。 【第二段階工事】工事範囲において確認されている汚染土壌は、第二段階工事前に「土壌汚染対策防止法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 3 版)」に基づきすべて適切に掘削除去する。その際に発生する排水は、同ガイドラインに基づき、基準超過が確認された特定有害物質（鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物）を対象に、放流前に排水基準（鉛及びその化合物：0.1mg/L 以下、砒素及びその化合物：0.1mg/L 以下、ふっ素及びその化合物：8mg/L 以下）に適合することを確認する。放流の際は定期的に排水基準に適合することを確認するとともに、適合しないことが確認された場合は、直ちに放流を停止し、その原因究明と対策を検討・実施する。 【第三段階工事】工事に際して土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施し、汚染土壌が確認された場合は第二段階工事と同様に掘削除去等の適切な環境保全措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 (1) 水質汚濁防止法の特定施設の排水基準が適用される時期（第二段階工事） 工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 工事の影響が最大となると想定される時期（第三段階工事） 工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>

(余白)

表 10-1(5) 環境影響評価結果の概要 (5/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																									
水文環境	<p>1. 地形、地質及び地下水位の状況</p> <p>(1) 地形、地質の状況</p> <p>対象事業実施区域は、我孫子市の北側を流れる利根川沿いに位置しており、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターが建設される位置を含む地質想定断面図をみると、上層は粘性土、砂質シルトが主体である盛土層であり、断面全体に分布している。その下層は沖積層であり、粘性土を主体とするAc層、砂質土を主体とするAs層、腐植物を多く含む粘性土であるAp層で構成され、砂泥互層となっている。沖積層は、西側で薄く、東側で厚く堆積している。そのさらに下層は洪積層であり、粘性土を主体とするDc層、砂質土を主体とするDs層、腐植物を多く含む粘性土であるDp層で構成され、砂泥互層となっている。洪積層は、西側で厚く、東側で薄く堆積している。</p> <p>(2) 地下水位の状況</p> <p>対象事業実施区域において実施した地下水位の調査結果は、G1がT.P.+2.7~+3.8m、G2がT.P.+1.4~+2.9mであり、まとまった降水量があると上昇、降水量が少ない期間には低下する。年間の最低水位と最高水位の差は約1m~1.5mである。なお、地下水はG1からG2の方向に流動していると考えられる。</p> <p>2. 地下水の利用状況</p> <p>対象事業実施区域では、現施設において地下水を利用している。また、対象事業実施区域の西側に位置し、調査範囲に一部が重複する東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園において地下水を利用している。</p>	<p>工事の実施による水文環境</p>	<p>掘削工事による対象事業実施区域の境界における地下水位の変化量は、以下に示すとおり-0.11m~-0.06mであり、年間の地下水位変化量である約1m~1.5mに比べて極めて小さい値になると予測する。</p> <table border="1"> <caption>掘削工事による地下水位の予測結果</caption> <thead> <tr> <th>最大値が出現する地点</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域の南西境界（上流側）</td> <td>-0.06m</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域の北境界（下流側）</td> <td>-0.11m</td> </tr> </tbody> </table>	最大値が出現する地点	予測結果	対象事業実施区域の南西境界（上流側）	-0.06m	対象事業実施区域の北境界（下流側）	-0.11m	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎工事にあたっては、地下水揚水量を低減させるため、山留壁を設置する環境保全措置を講ずる。</li> <li>掘削工事にあたっては、掘削範囲への地下水の流入を防ぐため、掘削範囲に対して止水壁を設置する環境保全措置を講ずる。</li> <li>工事期間中は地下水位のモニタリングを実施し、地下水位が年間の地下水位変動範囲から大きく逸脱した場合は工事を中断し、その原因究明と対策を検討・実施する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事の実施に際しては、左記の環境保全措置を講ずることにより、対象事業実施区域境界の地下水位の変化量は、年間の地下水位変化量に比べて極めて小さい値になる。以上のことから事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>																			
		最大値が出現する地点	予測結果																											
対象事業実施区域の南西境界（上流側）	-0.06m																													
対象事業実施区域の北境界（下流側）	-0.11m																													
<p>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの存在</p>	<p>地下構造物の存在による対象事業実施区域の境界における地下水位の変化量は、以下に示すとおり-0.03m~+0.06mであり、年間の地下水位変化量である約1m~1.5mに比べて極めて小さい値になると予測する。</p> <table border="1"> <caption>地下構造物の存在による地下水位の予測結果</caption> <thead> <tr> <th>最大値が出現する地点</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域の南西境界（上流側）</td> <td>+0.06m</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域の北境界（下流側）</td> <td>-0.03m</td> </tr> </tbody> </table>	最大値が出現する地点	予測結果	対象事業実施区域の南西境界（上流側）	+0.06m	対象事業実施区域の北境界（下流側）	-0.03m	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始から1年間は地下水位のモニタリングを実施し、地下水位が年間の地下水位変動範囲から大きく逸脱した場合は、その原因究明と必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>地下構造物の存在による地下水位への影響は極めて小さく、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>																					
最大値が出現する地点	予測結果																													
対象事業実施区域の南西境界（上流側）	+0.06m																													
対象事業実施区域の北境界（下流側）	-0.03m																													
騒音及び超低周波音	<p>1. 環境騒音</p> <p>対象事業実施区域の西側の敷地境界時で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。いずれも環境基準（等価騒音レベル昼間60デシベル、夜間50デシベル）または規制基準（時間率騒音レベル85デシベル）を満足していた。</p> <p>環境騒音現地調査結果（等価騒音レベル）（単位：デシベル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">E1 (対象事業実施区域)</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境騒音現地調査結果(時間率騒音レベル)(単位:デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">調査結果</th> </tr> <tr> <th>LA5</th> <th>LA50</th> <th>LA95</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">E1 (対象事業実施区域)</td> <td>7時~19時</td> <td>55</td> <td>48</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19時~7時</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次項につづく)</p>	調査地点	時間区分	調査結果	E1 (対象事業実施区域)	昼間(6時~22時)	51	夜間(22時~6時)	46	調査地点	時間区分	調査結果			LA5	LA50	LA95	E1 (対象事業実施区域)	7時~19時	55	48	40	19時~7時	52	42	36	<p>建設機械の稼働</p>	<p>建設機械の稼働による騒音は、西側敷地境界における騒音レベルの最大値が78デシベルであり、参考基準（85デシベル以下）を満足するものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業範囲の周辺に仮囲い（高さ3.0m）を設置する。</li> <li>建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>発生騒音が極力小さくなる施工方法や建設機械の集中稼働を避ける工程を十分に検討する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずることから建設機械の稼働による騒音の予測結果は、最大で78デシベルとなり、参考基準（85デシベル以下）を満足するものと評価する。</p>
		調査地点	時間区分	調査結果																										
E1 (対象事業実施区域)	昼間(6時~22時)	51																												
	夜間(22時~6時)	46																												
調査地点	時間区分	調査結果																												
		LA5	LA50	LA95																										
E1 (対象事業実施区域)	7時~19時	55	48	40																										
	19時~7時	52	42	36																										
<p>工事の実施</p> <p>工事用車両の走行</p>	<p>工事用車両の走行による道路交通騒音の予測結果は、以下に示すとおりである。いずれも環境基準（参考値）を満足する。</p> <p>工事用車両の走行による道路交通騒音予測結果（等価騒音レベル）（単位：デシベル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果</th> <th>増加量</th> <th>環境基準（参考値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td>昼間</td> <td>63</td> <td>0.8</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>昼間</td> <td>59</td> <td>0.1</td> <td>70以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測地点は騒音に係る環境基準の当てはめがないため、参考値として道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準と予測結果を比較した。</p>	予測地点	時間区分	予測結果	増加量	環境基準（参考値）	T1	昼間	63	0.8	70以下	T2	昼間	59	0.1	70以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が集中しないように工程や配車計画の検討を行う。</li> <li>工事用車両の走行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事用車両の整備、点検を、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りを努める。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事用車両の走行に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、騒音の増加量は小さい値（0.1デシベル~0.8デシベル）となる。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>工事用車両の走行による道路交通騒音の予測結果は、59デシベル~63デシベルであり、いずれの地点も騒音に係る環境基準の参考に設定した基準等（70デシベル以下）を満足するものと評価する。</p>												
予測地点	時間区分	予測結果	増加量	環境基準（参考値）																										
T1	昼間	63	0.8	70以下																										
T2	昼間	59	0.1	70以下																										

(余白)

表 10-1(6) 環境影響評価結果の概要 (6/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																									
騒音及び超低周波音	<p>(つづき)</p> <p>2. 道路交通騒音                      工事用車両・廃棄物運搬車両の走行ルートである一般県道我孫子利根線：利根水郷ライン沿道等の4地点で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。                      T1～T3は環境基準を満足していたが、T4は環境基準(55デシベル以下)を満足しなかった。その要因には、同地点が他の地点に比べ道路幅員が小さいこと、その割には交通量が多いこと、特に廃棄物運搬車両がまだ走行していない朝の通勤時間帯の交通量が多いこと、が挙げられる。</p> <p>道路交通騒音現地調査結果(等価騒音レベル)(単位：デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td>昼間(6時～22時)</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>昼間(6時～22時)</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>昼間(6時～22時)</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>昼間(6時～22時)</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 低周波音                      対象事業実施区域の西側の敷地境界時で実施した現地調査結果、1Hz～80Hzの50%時間率音圧レベル(L<sub>50</sub>)は59デシベル～70デシベルであり、参考基準値(90デシベル)を満足していた。1Hz～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L<sub>G5</sub>)は69デシベル～77デシベルであり、参考基準値(100デシベル)を満足していた。</p>	調査地点	時間区分	調査結果	T1	昼間(6時～22時)	62	T2	昼間(6時～22時)	59	T3	昼間(6時～22時)	58	T4	昼間(6時～22時)	62	<p>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による騒音の予測結果は、敷地境界における最大値が対象事業実施区域の南側において昼間で54デシベル、夜間で47デシベルであり、自主基準値(昼間：60デシベル、夜間：50デシベル)を満足するものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理設備は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。</li> <li>新規廃棄物処理施設、リサイクルセンター出入口にシャッターを設け、外部への騒音の漏洩を防ぐため可能な限り閉鎖する。</li> <li>騒音の特に大きな機器については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。</li> <li>特定機器については、低騒音型機器の採用に努める。</li> <li>ごみ発生量に見合った適正規模の設備を導入し、処理能力に見合った適正運転を行い、過負荷運転を避ける。</li> <li>設備機器の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることにより、騒音の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において昼間54デシベル、夜間で47デシベルとなり、自主基準値(昼間：60デシベル、夜間：50デシベル)を満足するものと評価する。</p>											
		調査地点	時間区分	調査結果																										
T1	昼間(6時～22時)	62																												
T2	昼間(6時～22時)	59																												
T3	昼間(6時～22時)	58																												
T4	昼間(6時～22時)	62																												
<p>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の予測結果は、1/3オクターブバンド中心周波数で59デシベル～85デシベル、G特性で88デシベルであり、参考基準(「低周波音防止対策事例集」(平成29年、環境省)に記載されている参考値)を満足するものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める。</li> <li>設備機器の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の予測結果は、1/3オクターブバンド中心周波数で59デシベル～85デシベル、G特性で88デシベルであり、参考基準(「低周波音防止対策事例集」(平成29年、環境省)に記載されている参考値)を満足するものと評価する。</p>																												
		<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働</p>																											
		<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音の予測結果は、以下に示すとおりである。T1～T3で環境基準等を満足する。T4では現況騒音レベルが既に環境基準(参考値)を満足していないため、環境基準を満足しなかった。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音予測結果(等価騒音レベル)(単位：デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果</th> <th>増加量</th> <th>環境基準(参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td>昼間</td> <td>62</td> <td>0.3</td> <td>70以下<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>昼間</td> <td>59</td> <td>0.1</td> <td>70以下<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>昼間</td> <td>59</td> <td>0.6</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>昼間</td> <td>63</td> <td>0.5</td> <td>55以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測地点は騒音に係る環境基準の当てはめがないため、参考値として道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準と予測結果を比較した。</p>	予測地点	時間区分	予測結果	増加量	環境基準(参考値)	T1	昼間	62	0.3	70以下 <sup>注)</sup>	T2	昼間	59	0.1	70以下 <sup>注)</sup>	T3	昼間	59	0.6	60以下	T4	昼間	63	0.5	55以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>現況で環境基準を超えているT4付近の廃棄物運搬車両台数は現況から増加させないよう配慮する。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者に周知徹底する。</li> <li>廃棄物運搬車両の整備、点検を、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者に周知徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      廃棄物運搬車両の走行に際して、左記の環境保全措置を講ずること、騒音の増加量が小さい(0.1デシベル～0.6デシベル)ことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音の予測結果は、T1～T3では、環境基準等を満足するものと評価する。T4では、環境基準(参考値)を満足しないが、これは、現況で基準等を満足していないためであり、廃棄物運搬車両の走行による増加量は0.5デシベルと小さいため、周辺環境に及ぼす影響は小さいものと評価する。</p>
予測地点	時間区分	予測結果	増加量	環境基準(参考値)																										
T1	昼間	62	0.3	70以下 <sup>注)</sup>																										
T2	昼間	59	0.1	70以下 <sup>注)</sup>																										
T3	昼間	59	0.6	60以下																										
T4	昼間	63	0.5	55以下																										

(余白)

表 10-1(7) 環境影響評価結果の概要 (7/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																													
振動	<p>1. 環境振動 対象事業実施区域の西側の敷地境界時で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。いずれも規制基準(75デシベル)を満足していた。</p> <p style="text-align: center;">振動現地調査結果 (L<sub>10</sub>) (単位:デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">E1 (対象事業実施区域)</td> <td>建設機械稼働時間 (7時~19時)</td> <td>32~45</td> </tr> <tr> <td>上記以外 (19時~7時)</td> <td>30~39</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	時間区分	調査結果	E1 (対象事業実施区域)	建設機械稼働時間 (7時~19時)	32~45	上記以外 (19時~7時)	30~39	建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働による振動は、西側敷地境界における振動レベルの最大値が 68 デシベルであり、参考基準 (75 デシベル以下) を満足するものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生振動が極力小さくなる施工方法や建設機械の集中稼働を避ける工程を十分に検討する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事の実施にあたっては、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 建設機械の稼働による振動の予測結果は、最大で 68 デシベルであり、参考基準 (75 デシベル以下) を満足するものと評価する。</p>																																					
	調査地点	時間区分	調査結果																																															
	E1 (対象事業実施区域)	建設機械稼働時間 (7時~19時)	32~45																																															
		上記以外 (19時~7時)	30~39																																															
<p>2. 道路交通振動 工事用車両・廃棄物運搬車両の走行ルートである一般県道我孫子利根線：利根水郷ライン沿道等の 4 地点で実施した現地調査結果は、以下に示すとおりである。いずれも要請限度を満足していた。</p> <p style="text-align: center;">道路交通振動現地調査結果 (L<sub>10</sub>) (単位:デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">T1</td> <td>昼間(8時~19時)</td> <td>52~60</td> </tr> <tr> <td>夜間(19時~8時)</td> <td>46~59</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T2</td> <td>昼間(8時~19時)</td> <td>45~56</td> </tr> <tr> <td>夜間(19時~8時)</td> <td>37~56</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T3</td> <td>昼間(8時~19時)</td> <td>29~40</td> </tr> <tr> <td>夜間(19時~8時)</td> <td>&lt;25~30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T4</td> <td>昼間(8時~19時)</td> <td>31~48</td> </tr> <tr> <td>夜間(19時~8時)</td> <td>&lt;25~45</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	時間区分	調査結果	T1	昼間(8時~19時)	52~60	夜間(19時~8時)	46~59	T2	昼間(8時~19時)	45~56	夜間(19時~8時)	37~56	T3	昼間(8時~19時)	29~40	夜間(19時~8時)	<25~30	T4	昼間(8時~19時)	31~48	夜間(19時~8時)	<25~45	工事の実施	<p>工事用車両の走行による道路交通振動の予測結果は、以下に示すとおりである。いずれも要請限度(参考値)を満足する。</p> <p style="text-align: center;">工事用車両の走行による道路交通振動予測結果 (L<sub>10</sub>) (単位:デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果</th> <th>増加量</th> <th>要請限度(参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">T1</td> <td>昼間</td> <td>61</td> <td>0.8</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>57</td> <td>1.0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T2</td> <td>昼間</td> <td>53</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>56</td> <td>0.0</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測地点は道路交通振動の要請限度の当てはめがないため、参考値としての要請限度(第一種区域)と予測結果を比較した。</p>	予測地点	時間区分	予測結果	増加量	要請限度(参考値)	T1	昼間	61	0.8	65	夜間	57	1.0	60	T2	昼間	53	0.1	65	夜間	56	0.0	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が集中しないように工程や配車計画の検討を行う。</li> <li>工事用車両の走行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事用車両の整備、点検を、「総合施工計画書」を作成の上、入場者研修、朝礼、職長会議等により周知徹底する。また、現場において遵守すべき現場規則に、「環境保全措置として講ずべき事項」として記載する。</li> <li>工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りに努める。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事用車両の走行に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、振動の増加量は小さい値(昼間:0.1デシベル~0.8デシベル、夜間0.0デシベル~1.0デシベル)となる。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 工事用車両の走行による道路交通振動の予測結果は、昼間で 53 デシベル~61 デシベル、夜間で 56 デシベル~57 デシベルであり、いずれの地点も振動規制法の規制基準を参考に設定した基準等(65 デシベル)を満足するものと評価する。</p>
調査地点	時間区分	調査結果																																																
T1	昼間(8時~19時)	52~60																																																
	夜間(19時~8時)	46~59																																																
T2	昼間(8時~19時)	45~56																																																
	夜間(19時~8時)	37~56																																																
T3	昼間(8時~19時)	29~40																																																
	夜間(19時~8時)	<25~30																																																
T4	昼間(8時~19時)	31~48																																																
	夜間(19時~8時)	<25~45																																																
予測地点	時間区分	予測結果	増加量	要請限度(参考値)																																														
T1	昼間	61	0.8	65																																														
	夜間	57	1.0	60																																														
T2	昼間	53	0.1	65																																														
	夜間	56	0.0	60																																														
		新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働	<p>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による振動の予測結果は、敷地境界における最大値が対象事業実施区域の南側において昼間で 53 デシベル、夜間で 50 デシベルであり規制基準と同等かそれ以上として設定している自主規制基準(昼間:60デシベル、夜間:50デシベル)を満足するものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定機器については、低振動型機器の採用に努める。</li> <li>振動の著しい設備機器は、強固な独立基礎や防振架台に固定する等を施す。</li> <li>主要な振動発生機器については、必要に応じて基礎部への防振ゴムの設置等の防振対策を施す。</li> <li>設備機器の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働にあたっては、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による振動の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において昼間で 53 デシベル、夜間で 50 デシベルであり、基準等(昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下)を満足するものと評価する。</p>																																													
		土地又は工作物の存在及び供用	<p>廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動の予測結果は、以下に示すとおりである。いずれも要請限度等を満足する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動予測結果 (L<sub>10</sub>) (単位:デシベル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測結果</th> <th>増加量</th> <th>要請限度(参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T1</td> <td>昼間</td> <td>60</td> <td>0.4</td> <td>65以下<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>昼間</td> <td>56</td> <td>0.1</td> <td>65以下<sup>注)</sup></td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>昼間</td> <td>41</td> <td>0.5</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>昼間</td> <td>48</td> <td>0.0</td> <td>65以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T1 及び T2 は道路交通振動の要請限度の当てはめがないため、参考値として、土地利用の状況等を勘案し、第一種区域の要請限度と予測結果を比較した。T3 及び T4 は第一種区域の道路交通振動の要請限度が当てはめられている。</p>	予測地点	時間区分	予測結果	増加量	要請限度(参考値)	T1	昼間	60	0.4	65以下 <sup>注)</sup>	T2	昼間	56	0.1	65以下 <sup>注)</sup>	T3	昼間	41	0.5	65以下	T4	昼間	48	0.0	65以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯を避けるように努める。</li> <li>不要なアイドリングや空ぶかし、急発進急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者に周知徹底する。</li> <li>廃棄物運搬車両の整備、点検を、文書等により収集運搬業務委託者、持込事業者に周知徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 廃棄物運搬車両の走行に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動の予測結果は、41 デシベル~60 デシベルであり、いずれの地点も基準等(65 デシベル)を満足するものと評価する。</p>																				
予測地点	時間区分	予測結果	増加量	要請限度(参考値)																																														
T1	昼間	60	0.4	65以下 <sup>注)</sup>																																														
T2	昼間	56	0.1	65以下 <sup>注)</sup>																																														
T3	昼間	41	0.5	65以下																																														
T4	昼間	48	0.0	65以下																																														

(余白)

表 10-1(8) 環境影響評価結果の概要 (8/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
悪臭	<p>対象事業実施区域の風上・風下と、周辺4地点において悪臭の現地調査を実施した結果、特定悪臭物質濃度はすべての項目において参考基準値を満足していた。また、臭気指数もすべて10未満であり、我孫子市環境条例に基づく悪臭の規制基準に基づく規制基準を満足していた。</p>	<p>新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターからの悪臭 土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>1. 新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響 現地調査結果では、現施設の風上、風下において特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく参考規制基準を満足し、臭気指数は我孫子市環境条例に基づく悪臭の規制基準を参考に設定した自主基準値を満足していた。 本事業では、現施設と比べて手厚い悪臭対策を実施する計画であることから、敷地境界での特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく参考規制基準を満足し、臭気指数は我孫子市環境条例に基づく悪臭の規制基準を参考に設定した自主基準を満足すると予測する。</p> <p>2. 新廃棄物処理施設の稼働（煙突排出ガス）による影響 新廃棄物処理施設の稼働（煙突排ガス）によるアンモニアの最大着地濃度の予測結果は、0.1ppm未満であり、悪臭防止法に基づく参考規制基準（1ppm）を満足する。 また、臭気指数の最大着地濃度の予測結果は10未満であり、我孫子市環境条例に基づく悪臭の規制基準を参考に設定した自主基準（13）を満足する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の保管場所、処理設備を建屋内に配置し、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみ収集車が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッター又は扉等で外部と遮断することにより外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみピット、プラットホームは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。</li> <li>・局所的に発生した臭気は吸引し、集じん装置、活性炭脱臭装置等で適切に処理したうえで外部へ放出する。</li> <li>・ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。</li> <li>・プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。また、ごみピットには、休炉時は脱臭装置を用いる。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 計画施設の供用に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価 新廃棄物処理施設の稼働によるアンモニアの予測結果は0.1ppm未満であり、悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準の範囲」を参考に設定した基準等（1ppm）を満足するものと評価する。 また、臭気指数の最大着地濃度の予測結果は10未満であり、我孫子市環境条例に基づく悪臭の規制基準（13）を満足するものと評価する。</p>
地盤	<p>1. 地形、地質及び土質の状況 対象事業実施区域は、我孫子市の北側を流れる利根川沿いに位置しており、新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターが建設される位置を含む地質想定断面図をみると、上層は粘性土、砂質シルトが主体である盛土層であり、断面全体に分布している。その下層は沖積層であり、粘性土を主体とするAc層、砂質土を主体とするAs層、腐植物を多く含む粘性土であるAp層で構成され、砂泥互層となっている。沖積層は、西側で薄く、東側で厚く堆積している。そのさらに下層は洪積層であり、粘性土を主体とするDc層、砂質土を主体とするDs層、腐植物を多く含む粘性土であるDp層で構成され、砂泥互層となっている。洪積層は、西側で厚く、東側で薄く堆積している。</p> <p>2. 地下水の状況 対象事業実施区域において実施した地下水位の調査結果は、G1がT.P.+2.7～+3.8m、G2がT.P.+1.4～+2.9mであり、まとまった降水量があると上昇、降水量が少ない期間には低下する。年間の最低水位と最高水位の差は約1m～1.5mである。なお、地下水はG1からG2の方向に流動していると考えられる。</p> <p>3. 地盤沈下の状況 対象事業実施区域周辺では、5年間の累計沈下量が2cm未満、5年間の累計隆起量が0.5cm未満であった。</p>	<p>工事の実施による地盤 新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの存在 土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>掘削工事による対象事業実施区域の境界における地下水位の変化量は、-0.11m～-0.06mであり、年間の地下水位変化量である約1m～1.5mと比較して極めて小さい。従って、地盤への影響はほとんどないものと予測する。</p> <p>地下構造物の存在による対象事業実施区域の境界における地下水位の変化量は、-0.03～+0.06mであり、年間の地下水位変化量である約1～1.5mと比較して極めて小さい。従って、地盤への影響はほとんどないものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎工事にあたっては、地下水揚水量を低減させるため、山留壁を設置する環境保全措置を講ずる。</li> <li>・掘削工事にあたっては、掘削範囲への地下水の流入を防ぐため、掘削範囲に対して止水壁を設置する環境保全措置を講ずる。</li> <li>・工事期間中は地下水位のモニタリングを実施し、地下水位が年間の地下水位変動範囲から大きく逸脱した場合は工事を中断し、その原因究明と対策を検討・実施する。</li> <li>・供用開始から1年間は地下水位のモニタリングを実施し、地下水位が年間の地下水位変動範囲から大きく逸脱した場合は、その原因究明と対策を検討・実施する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事の実施に際しては、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価 地下構造物の存在による地盤への影響はほとんどなく、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>

(余白)

表 10-1(9) 環境影響評価結果の概要 (9/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																	
土壌	<p>1. 土壌汚染の状況                      現地調査では、地歴調査で「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」とされた箇所と、「地下構造物（雨水流出抑制施設・ごみピット等）計画位置」が重複し、調査可能な1地点（E1）で土壌の汚染に係る環境基準に定める物質（29物質）及びダイオキシン類の濃度を調査した結果、すべての項目で環境基準を満足していた。                      既往調査では、合計9地点で基準を超過する鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が確認された。なお、地下水汚染は確認されなかった。</p> <p>2. 地形、地質、地下水位、地下水質の状況                      (1) 地形、地質の状況                      対象事業実施区域は、我孫子市の北側を流れる利根川沿いに位置している。対象事業実施区域に地質想定断面図をみると、上層は粘性土、砂質シルトが主体である盛土層であり、その下層は沖積層、そのさらに下層は洪積層となっている。</p> <p>(2) 地下水位、地下水質の状況                      対象事業実施区域において実施した地下水位の調査結果は、G1がT.P.+2.7～+3.8m、G2がT.P.+1.4～+2.9mであり、年間の最低水位と最高水位の差は約1m～1.5mである。なお、地下水はG1からG2の方向に流動していると考えられる。また、対象事業実施区域において実施した土壌汚染環境基準項目及びダイオキシン類の地下水質の調査結果は、G1、G2共に環境基準を満足していた。</p>	工事の実施による土壌	<p>現地調査を実施した1地点（E1）において、土壌の汚染に係る環境基準に定める物質及びダイオキシン類は、全ての項目で環境基準を満足していた。一方で、本市が実施した土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査では、新廃棄物処理施設の建設範囲（エリアI）の9地点で基準を超過していた。そのため、本事業では、右記の環境保全措置を実施する計画である。以上のことから、対象事業実施区域での土地の改変や土壌の搬出等に伴う土壌汚染物質の拡散等に伴う影響はないものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査で基準を超過したエリアIの9地点については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）及び「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）に基づき汚染土壌の掘削除去を講ずる。</li> <li>対象事業実施区域のうちエリアI以外の範囲は、エリアIと同様に実施可能な範囲から順次、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施し、必要に応じて原位置封じ込めや汚染土壌の掘削除去、浄化等の適切な環境保全措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      現地調査を実施した1地点（E1）において、土壌の汚染に係る環境基準に定める物質及びダイオキシン類は、全ての項目で環境基準を満足していた。また、G1、G2で実施した地下水質についても、全ての項目で環境基準を満足していた。一方で、本市が実施した土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査では、新廃棄物処理施設の建設範囲（エリアI）の9地点で基準を超過していた。そのため、工事の実施に際して、左記の環境保全措置を講ずる計画である。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      現地調査を実施した1地点（E1）において、土壌の汚染に係る環境基準に定める物質及びダイオキシン類は、全ての項目で環境基準を満足していた。また、G1、G2で実施した地下水質についても、全ての項目で環境基準を満足していた。一方で、本市が実施した土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査では、新廃棄物処理施設の建設範囲（エリアI）の9地点で基準を超過していた。そのため、工事の実施に際しては、右記に示すとおり、土壌汚染対策法に基づく環境保全措置を講ずる計画である。これにより対象事業実施区域における汚染土壌はすべて適切に処理されることになり、環境基準との整合が図られることになる。                      以上のことから、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準等の整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>																	
	<p>1. 土壌汚染の状況                      対象事業実施区域の周辺4地点でダイオキシン類の濃度を調査した結果、いずれの地点も環境基準を満足していた。</p> <p>2. 気象の状況                      対象事業実施区域における年平均風速は1.8m/秒、最多風向は南であり、その出現率は9.5%であった。</p>	土壌又は工作物の存在及び供用	<p>煙突排出ガスによる土壌中ダイオキシン類の濃度の予測結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>煙突排出ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測結果（単位：pg-TEQ/g）</p> <table border="1" data-bbox="914 1310 1486 1451"> <thead> <tr> <th>予測地点[方向]</th> <th>付加量</th> <th>土壌中濃度</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E2[北北東側]</td> <td>0.0055</td> <td>32.7655</td> <td rowspan="4">1,000以下</td> </tr> <tr> <td>E3[西南西側]</td> <td>0.0035</td> <td>7.0535</td> </tr> <tr> <td>E4[南南西側]</td> <td>0.0040</td> <td>3.5740</td> </tr> <tr> <td>E5[南東側]</td> <td>0.0049</td> <td>17.1749</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点[方向]	付加量	土壌中濃度	環境基準	E2[北北東側]	0.0055	32.7655	1,000以下	E3[西南西側]	0.0035	7.0535	E4[南南西側]	0.0040	3.5740	E5[南東側]	0.0049	17.1749	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガスの処理については、排ガス処理設備を設置し、自主基準値を満足させる対策を講ずる。</li> <li>煙突排出ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定による燃烧状況の監視を行い、ダイオキシン類の発生を抑制するための管理を行う他、ダイオキシン類の定期的な監視を行い、異常値が確認された場合は直ちに運転を停止し、原因究明と対策を検討・実施する。</li> <li>焼却灰及び飛灰は、屋内に設置した設備で貯留や安定化処理を行い、搬出の際はシートカバーの使用や湿潤化の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      新廃棄物処理施設の稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>2. 基準等と予測結果との比較による評価                      新廃棄物処理施設の稼働に際して、左記の環境保全措置を講ずることにより、煙突排出ガスによる土壌中ダイオキシン類の濃度の予測結果は、最大で32.7655pg-TEQ/gとなる。これは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を下回っており、基準を満足するものと評価する。</p>
予測地点[方向]	付加量	土壌中濃度	環境基準																			
E2[北北東側]	0.0055	32.7655	1,000以下																			
E3[西南西側]	0.0035	7.0535																				
E4[南南西側]	0.0040	3.5740																				
E5[南東側]	0.0049	17.1749																				
日照障害	<p>対象事業実施区域は我孫子市クリーンセンターとして利用され、対象事業実施区域周辺の主な土地利用状況は田、河川敷、文教・厚生用地となっている。                      対象事業実施区域西側には、居住施設（東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園）が隣接している。                      対象事業実施区域及びその周辺は、標高が約6.5mであり、ほぼ平坦な地形となっている。                      対象事業実施区域及びその周辺は、用途地域の定めのない地域となっており、日影規制はない。</p>	土壌又は工作物の存在及び供用	<p>対象事業実施区域西側に分布する居住施設（東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園）については、8時～11時までの間に日影が生じるものの、その時間は最大でも3時間未満である。また、敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における等時間日影は3時間未満、10mを超える範囲において2時間未満となる。予測地点は「都市計画法」に基づく用途地域の定めのない地域となっており、日影規制はない。しかし、周辺の環境を鑑み第一種低層住居専用地域における日影規制の基準を援用した場合であっても規制時間よりも短いことから、計画建築物による日影の状況により、予測地点の居住環境を害するおそれはないと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新廃棄物処理施設を西側の敷地境界から後退させて配置するとともに、西側に向かって段階的に高さを抑える計画とする。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの供用に際しては、左記に示した環境保全措置を講ずることにより、計画建築物による日影によって予測地点の居住環境を害するおそれはないと予測されることから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>																	

(余白)

表 10-1(10) 環境影響評価結果の概要 (10/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
植物	<p>1. 植物相 現地調査では、合計 90 科 412 種の植物が確認された。確認種の多くは関東地方の平地に比較的普通にみられる種であった。 対象事業実施区域では、現施設の敷地内であることから生育する植物は少なく、対象事業実施区域周辺のうち堤内地では、ヨシ、クサヨシ等の湿生植物やマグワ、トウネズミモチ等の植栽樹、セイタカアワダチソウ、カナムグラ等の荒地雑草が主に確認された。また、堤外地では、利根川の堤防法面でチガヤ、ススキ等のイネ科草本、利根川の河川敷でオオブタクサ、オギ等の高茎草本やタチヤナギ等のヤナギ類、マコモ、ミゾソバ等の湿性植物が主に確認された。</p> <p>2. 植生 現地調査では、合計 17 の植物群落・土地利用区分が確認された。 対象事業実施区域は、ほとんどが市街地に該当するが、一部の範囲に残存・植栽樹群をもった公園・墓地等が分布していた。対象事業実施区域周辺の南側～東側の広範囲には、水田雑草群落分布する他、堤防上や堤外地には主にチガヤーススキ群落（チガヤ優占）、オギ群集が分布していた。また、対象事業実施区域周辺の東側の一部には、ムクノキーエノキ群落（代償植生）、ミゾソバ・ヨシ群落、路傍・空地雑草群落（セイタカアワダチソウ等高茎草本優占）等の複数の植物群落がパッチ状に分布していた。</p> <p>3. 重要な種及び群落 確認された植物のうち、合計 9 科 11 種が重要な種に該当した。 なお、重要な群落は確認されなかった。</p> <p>4. 大径木・古木 現地調査では、合計 3 種 14 本の大径木が確認された。すべて対象事業実施区域内に生育していた。確認された大径木は現施設の竣工時に植栽された樹木であると考えられる。</p> <p>5. 植生自然度 対象事業実施区域は、多くが植生自然度 1（市街地等）の区分で占められていた。また、対象事業実施区域周辺のうち堤内地の多くは植生自然度 1（市街地等）又は 2（外来種草原、農耕地（水田・畑））で占められるのに対し、堤外地や調査範囲の東側の一部は比較的植生自然度が高い箇所がまとまってみられた。</p>	工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用	<p>1. 植物相の変化 対象事業実施区域に生育する植物は、工事の実施に伴い、一部を除き一時的に消失する。しかし、供用開始時には、環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、植栽する種は地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とし、地域の生態系に配慮した計画とすることから、予測地域の植物相の変化は小さいものと考えられる。対象事業実施区域周辺については、改変されない。以上のことから、植物相に変化は小さいものと予測する。</p> <p>2. 重要な種及び地域の特性を把握する上で注目される種の生育状況の変化 重要な種は対象事業実施区域には生育しないため生育状況に変化はないものと予測する。地域の特性を把握する上で注目される種は対象事業実施区域には生育しないため、生育状況に変化はないものと予測する。</p> <p>3. 植物群落の変化 供用開始時及び供用数年後において変化するのは土地利用区分のみであり、各植物群落に変化はない。また、対象事業実施区域は、環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、植栽する種は地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とし、地域の生態系に配慮した計画とすることから、緑地環境の変化による植物群落への影響は小さいものと考えられる。</p> <p>4. 大径木・古木の生育状況の変化 象事業実施区域に生育している大径木は、工事の実施に伴い、全て消失する可能性がある。しかし、環境保全措置に示す緑地の整備により敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残す計画とすることで、予測地域の大径木は 2 本以上残される。</p> <p>5. 植生自然度の変化 供用開始時及び供用数年後においては、植生自然度 3 が 1.73%減少し、植生自然度 1 が 1.73%増加する。しかし、その変化は小さい。対象事業実施区域において植生自然度 3 に該当する範囲を構成するのは植栽された樹木等であり、これらは一部を除き一時的に消失するものの、環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、植栽する種は地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とし、地域の生態系に配慮した計画とすることから、緑地環境の変化による植生自然度への影響は小さいものと考えられる。以上のことから、予測地域の植生自然度の変化は小さいものと予測する。</p>	<p>・供用時において、対象事業実施区域内に緑地を整備する。その際、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残しながら、空地面積に対して 15%以上の緑地を確保するとともに、緑化面積 10㎡につき中高木 2 本以上（中木：高さ 1.5m 以上、高木：高さ 3m 以上）、低木 8 本以上（高さ 0.3m 以上）となるように植栽する。また、植栽する樹種は、地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とする。</p>	<p>1. 植物の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮 対象事業実施区域の植物は、工事の実施に伴い、一部を除き一時的に消失する。しかし、供用開始時には左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、予測地域の植物相の変化は小さいものと考えられる。また、対象事業実施区域周辺については、改変されないことから変化しない。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>2. 重要な種の分布等に対する適切な保全 重要な種は対象事業実施区域には生育しないため、重要な種の生育状況に変化はないものと予測される。 以上のことから、重要な種の分布等については事業による影響はないものと評価する。</p> <p>3. 植物群落の有する多様性の確保 植物群落については、変化するの土地利用区分のみであり、各植物群落に変化はない。また、対象事業実施区域については、供用開始時には、左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、緑地環境の変化による植物群落への影響は小さいものと考えられる。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>4. 大径木・古木の保全 対象事業実施区域に生育している大径木は、工事の実施に伴い、全て消失する可能性がある。しかし、生育が確認された大径木は全て植栽されたものであり、特筆すべき古木等はない。また、左記の環境保全措置に示す緑地の整備により敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残す計画とする。これにより、予測地域の大径木は 2 本以上残される。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>5. 植生自然度の多様性の確保 植生自然度の変化は小さく、植生自然度の高い地域は周辺に広く残される。また、対象事業実施区域において植生自然度 3 に該当する範囲を構成するのは植栽された樹木等であり、これらは一部を除き一時的に消失するものの、供用開始時には左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化するものの、緑地環境の変化による植生自然度への影響は小さいものと考えられる。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p>

(余白)

表 10-1(11) 環境影響評価結果の概要 (11/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
動物	<p>1. 動物相</p> <p>(1) 哺乳類 合計 6 目 8 科 12 種が確認された。確認種の多くはいずれも低地から丘陵地にかけての人里、耕作地、河川敷等の環境に生息し、千葉県内に広く分布する種であった。</p> <p>(2) 鳥類 合計 12 目 29 科 51 種が確認された。確認種の多くは関東地方の平地に比較的普通にみられる種であった。猛禽類では、対象事業実施区域から 1km 離れた場所でサンバの営巣が確認された。</p> <p>(3) 爬虫類 合計 2 目 6 科 9 種が確認された。市街地周辺を中心に分布するニホンヤモリの他、千葉県内に広く生息する種を確認した。また、利根川等の水辺では、クサガメ等のカメ類も確認した。</p> <p>(4) 両生類 合計 1 目 3 科 5 種が確認された。確認種はいずれも水田環境を中心に生息する種であり、特に調査地域の広範囲においてニホンアマガエル、ヌマガエルが多く確認された。</p> <p>(5) 昆虫類 合計 13 目 179 科 681 種が確認された。確認種の多くは関東地方の平地に比較的普通にみられる種であった。畑地や草地に生息する種の他、水田や湿地に生息する種が主に確認された。利根川河川敷では、高茎草地に生息する種が主に確認された。</p> <p>2. 重要な種 確認された動物のうち、哺乳類は 3 目 3 科 4 種、鳥類は 7 目 12 科 21 種、爬虫類は 1 目 4 科 7 種、両生類は 1 目 1 科 2 種、昆虫類は 5 目 14 科 18 種が重要な種に該当した。</p> <p>3. 注目すべき生息地 対象事業実施区域の北側に位置する利根川沿いの水たまりとその周辺を選定した。調査地域においてまとまった面積の止水環境が維持されている唯一の場所であり、周囲をヤナギ高木群落等の植生に囲まれているため自然度が高い。現地調査においては、止水性の昆虫類の生息が確認された他、両生類の産卵環境になっていることが確認された。また、哺乳類の足跡も確認されていることからこれらの動物の採餌環境としても機能していると考えられ、様々な分類群の動物が利用する生息環境となっている。</p>	工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用	<p>1. 動物相の変化 工事の実施に伴い、対象事業実施区域の植栽された市街地環境や緑地環境は一部を除き消失するが、周辺に同様な環境が残される。従って、対象事業実施区域には一時的に動物が生息できなくなるものの、予測地域の動物の生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。供用時においては、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる。環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、予測地域における動物の主な生息環境が対象事業実施区域の外側であることから、緑地環境の変化による動物の生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。以上のことから、予測地域の動物相の変化は小さいものと予測する。</p> <p>2. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 予測対象として選定したツバメは、工事の実施に伴い繁殖環境である市街地環境が一時的に消失する。しかし、対象事業実施区域で営巣は確認されておらず、周辺に同様な環境が存在すること等から分布域への影響は小さいと考えられる。供用時においては、対象事業実施区域は、新たな市街地環境となる。本種は移動性が高く、供用開始時には対象事業実施区域に生息環境（市街地環境）が存在することから、間もなく対象事業実施区域に生息することが可能となると考えられる。以上のことから、本種の分布域に変化はないものと予測する。予測対象として選定したヤマカガン及びヒメジュウジナガカメムシは、工事の実施に伴い生息環境である水田及び草地は直接的な改変されない。供用時においては、市街地環境となるが、本種の主要な生息環境は対象事業実施区域の外側であることから、本種の分布域への影響は小さいと考えられる。以上のことから、本種の分布域に変化は小さいものと予測する。</p> <p>3. 重要な種の生息状況の変化 重要な種の多くは対象事業実施区域周辺を生息環境としており、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない。市街地環境を生息環境とする種は工事の実施により、一時的に生息環境の一部を消失するが、周辺に同様な環境が残される。また、多くの種が対象事業実施区域以外で多くの個体が確認されている。以上のことから、いずれの種についても工事の実施に伴う生息状況への影響はほとんどない又は小さいものと予測する。また、供用時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる。環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、多くの種において予測地域における主な生息環境が対象事業実施区域の外側である。以上のことから、供用時における生息状況への影響は小さいと考えられる。</p> <p>4. 注目すべき生息地の変化 工事の実施に伴う直接的な改変はないことから、注目すべき生息地に変化はないものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施時において、建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や工程を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。</li> <li>工事の実施時において、工事用車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</li> <li>供用時において、対象事業実施区域内に緑地を整備する。その際、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残しながら、空地面積に対して 15%以上の緑地を確保するとともに、緑化面積 10㎡につき中高木 2 本以上（中木：高さ 1.5m 以上、高木：高さ 3m 以上）、低木 8 本以上（高さ 0.3m 以上）となるように植栽する。また、植栽する樹種は、地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とする。</li> </ul>	<p>1. 構成生物の種類組成の多様性の保全に対する適切な配慮 動物の主な生息環境である対象事業実施区域周辺は、工事の実施に伴う直接的な改変はない。一方、対象事業実施区域については、市街地環境や緑地環境が工事の実施に伴い一部を除き一時的に消失するが、周辺に同様な環境が残される。また、供用開始時には新たな市街地環境となる他、左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、予測地域における動物の主な生息環境が対象事業実施区域の外側であることから、緑地環境の変化による動物の生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。さらに、間接的な影響に対しては、左記の環境保全措置に示した低騒音・低振動型の建設機械を使用する等の騒音・振動対策を講ずることにより、騒音・振動による忌避反応をできる限り低減する計画である。</p> <p>以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>2. 重要な種の適切な保全 重要な種の多くは対象事業実施区域周辺を生息環境としており、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない。一方、対象事業実施区域を生息環境とする一部の種については、工事の実施に伴い一時的に生息環境の一部が消失するものの、確認状況等からそれらの種の主要な生息環境は対象事業実施区域の外側であると考えられる。従って、工事の実施に伴う生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。また、供用開始時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる他、左記の環境保全措置に示した確認状況等からそれらの種の主要な生息環境は対象事業実施区域の外側であると考えられる。従って、工事の実施に伴う生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。さらに、間接的な影響に対しては、左記の環境保全措置に示した低騒音・低振動型の建設機械を使用する等の騒音・振動対策を講ずることにより、騒音・振動による忌避反応をできる限り低減する計画である。</p> <p>以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p>

(余白)

表 10-1(12) 環境影響評価結果の概要 (12/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
陸水生物	<p>1. 陸水生物相 (1) 魚類 合計 4 目 6 科 12 種が確認された。調査箇所は水田地帯を直線的に流れるコンクリート護岸の水路であり、オイカワ、ウキゴリ、旧トウヨシノボリ類等の主に河川の中・下流域や用水路等の環境に生息する種が確認された。</p> <p>(2) 底生動物 合計 7 綱 16 目 37 科 63 種が確認された。調査箇所は水田地帯を直線的に流れるコンクリート護岸の水路であり、主に河川の中・下流域や用水路等の環境に生息する種が確認された。</p> <p>2. 重要な種 確認された動物のうち、魚類は 3 目 4 科 4 種、底生動物は 2 綱 2 目 2 科 2 種が重要な種に該当した。</p> <p>3. 注目すべき生息地 確認されなかった。</p>	工事の実施による陸水生物	<p>1. 陸水生物相の変化 生息環境は、対象事業実施区域内に存在せず、工事の実施に伴う直接的な改変はない。間接的な影響として、土砂の掘削や裸地の出現等による降雨時の濁水の発生及び舗装工事・コンクリート工事に伴うアルカリ排水の発生が考えられる。このため、環境保全措置に示す仮設沈砂池の設置等の対策を講ずることにより、これらの影響をできる限り低減する計画である。以上のことから、予測地域の陸水生物相に変化はほとんどないものと予測する。</p> <p>2. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 予測対象として選定したドジョウ及びスジエビは、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない。間接的な影響として、土砂の掘削や裸地の出現等による降雨時の濁水の発生及び舗装工事・コンクリート工事に伴うアルカリ排水の発生が考えられる。このため、環境保全措置に示す仮設沈砂池の設置等の対策を講ずることにより、これらの影響をできる限り低減する計画である。以上のことから、これらの種の予測地域における分布域にほとんど変化はないものと予測する。</p> <p>3. 重要な種の生息状況の変化 重要な種（ミナミメダカ）は、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない。間接的な影響として、土砂の掘削や裸地の出現等による降雨時の濁水の発生及び舗装工事・コンクリート工事に伴うアルカリ排水の発生が考えられる。このため、環境保全措置に示す仮設沈砂池の設置等の対策を講ずることにより、これらの影響をできる限り低減する計画である。以上のことから、これらの種の予測地域における生息状況への影響はほとんどないものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工範囲の雨水は、仮設沈砂池に集水し、公共用水域（布湖排水路）へ放流する。その際、第二段階工事では現施設（焼却施設）における浮遊物質量の排水基準である 70mg/L 以下となるように、第三段階工事では並雨時の布湖排水路の浮遊物質量（120mg/L）以下となるように、仮設沈砂池を設置する。規模等が不足する場合は、濁水処理プラントを設置する。</li> <li>・舗装工事・コンクリート工事に伴う排水については、水素イオン濃度（pH）が 7.1～8.0 程度となるように、必要に応じて pH 中和処理を行う。</li> <li>・仮設沈砂池は、十分な貯水容量を確保するため、必要に応じて堆砂を除去する。濁水処理プラントは、必要な点検を実施する。</li> <li>・工事計画の検討により、一時的な広範囲の裸地化を抑制する。また、豪雨が見込まれる場合は、造成工事を行わない。さらに、シート等により裸地面を被覆する。</li> <li>・施工範囲の雨水を公共用水域（布湖排水路）へ放流する際に、濁度及び水素イオン濃度（pH）のモニタリングを実施し、数値の大きな変動が確認された場合は、必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>1. 構成生物の種類組成の多様性の保全に対する適切な配慮 陸水生物の生息地である水域は対象事業実施区域内には存在しないことから、事業の実施に伴う直接的な改変はない。また、間接的な影響に対して、左記の環境保全措置を講ずる計画であることから、予測地域の陸水生物相にほとんど変化はないものと予測される。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>2. 重要な種の適切な保全 重要な種（ミナミメダカ）については、生息地である水域は対象事業実施区域内には存在しないことから、事業の実施に伴う直接的な改変はない。また、間接的な影響に対して、左記の環境保全措置を講ずる計画であることから、本種の生息状況にほとんど変化はないものと予測される。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>3. 対象事業実施区域の上・下流の陸水生物に対して与える影響の程度が軽微であること 対象事業実施区域の下流側については、土砂の掘削や裸地の出現等による降雨時の濁水の発生が考えられるものの、左記の環境保全措置を講ずる計画であることから、影響はほとんどない。また、上流側には事業の実施による影響は及ばない。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p>

(余白)

表 10-1(13) 環境影響評価結果の概要 (13/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
生態系	<p>1. 環境類型区分 調査地域は利根川沿いに位置し、堤防沿いの緩斜面を除けば北側の利根川の河川敷と南側の水田地帯といった平坦地が大部分を占めている。また、調査地域に利根川は含まれないものの、対象事業実施区域南側を南東方向へ流れる布湖排水路の他、北側の利根川河川敷には小規模なたまりといった水域が存在する。</p> <p>調査地域で最も大きい面積を占める環境類型区分は水田であり、全体の約 37%となっている。次に草地 (約 36%)、市街地 (約 22%) の順に面積が大きく、樹林地は全体の約 3%と小さい。また、対象事業実施区域は、全て市街地で構成されている。</p> <p>2. 生態系構成要素 生態系の上位性の代表種はアカギツネ、サシバ、アオサギ等が該当する。典型性の代表種は、タヌキ、スズメ、ニホンアマガエル、水田雑草群落等が該当する。</p> <p>3. 注目種等の選定 生態系の上位性の注目種は、アオサギ、チョウゲンボウを選定した。典型性の注目種は、オギ群集、水田雑草群落、アズマモグラ、ニホンヤモリ、ニホンアマガエル、ヒメナガカメムシ、ミナミメダカを選定した。</p>	<p>工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>1. 注目種等の生育・生息状況の変化 注目種種の多くは対象事業実施区域周辺を生息環境としており、工事の実施に伴う生息環境の直接的な改変はない。市街地環境を生息環境とする種は工事の実施により、一時的に生息環境の一部を消失するが、周辺に同様な環境が残される。また、いずれの種も、対象事業実施区域以外で多くの個体が確認されている。以上のことから、いずれの種についても工事の実施に伴う影響はない、ほとんど変化はない又は変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、供用開始時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる他、環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、多くの種において予測地域における主な生息環境が対象事業実施区域の外側である。以上のことから、供用時における生息状況への影響は小さいと考えられる。</p> <p>2. 予測地域の生態系の変化 工事の実施に伴い対象事業実施区域に存在する市街地が工事区域へ移行するため、工事の実施中は予測地域に占める市街地の割合 22.21%のうち、10.29%が生物の生育・生息環境として機能しなくなる。また、対象事業実施区域には植栽樹木 (高木) を主体とする緑地環境が存在し、この環境も、工事の実施に伴い一時的に消失する。しかし、対象事業実施区域は、周辺域を含めた予測地域の中で、注目種等の主要な生息環境になっておらず、周辺に同様な環境が残される。また、間接的な影響として、建設機械の稼働による騒音及び振動に対しての一時的な忌避反応、降雨時の濁水の発生及び舗装工事・コンクリート工事に伴うアルカリ排水の発生が考えられる。このため、環境保全措置に示す騒音・振動対策及び仮設沈砂池の設置等の対策を講ずる計画である。</p> <p>以上のことから、工事の実施時における予測地域の生態系への影響は小さいものと予測する。</p> <p>一方、供用開始時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる。また、環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、予測地域における注目種等の主な生息環境が対象事業実施区域の外側であることから、緑地環境の変化による生態系への影響は小さいと考えられる。以上のことから、供用開始時及び供用数年後の予測地域の生態系への影響は小さいものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施時において、建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や工程を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。</li> <li>工事の実施時において、工事用車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</li> <li>施工範囲の雨水は、仮設沈砂池に集水し、公共用水域 (布湖排水路) へ放流する。その際、第二段階工事では現施設 (焼却施設) における浮遊物質量の排水基準である 70mg/L 以下となるように、第三段階工事では並雨時の布湖排水路の浮遊物質量 (120mg/L) 以下となるように、仮設沈砂池を設置する。規模等が不足する場合は、濁水処理プラントを設置する。</li> <li>舗装工事・コンクリート工事に伴う排水については、水素イオン濃度 (pH) が 7.1~8.0 程度となるように、必要に応じて pH 中和処理を行う。</li> <li>仮設沈砂池は、十分な貯水容量を確保するため、必要に応じて堆砂を除去する。濁水処理プラントは、必要な点検を実施する。</li> <li>工事計画の検討により、一時的な広範囲の裸地化を抑制する。また、豪雨が見込まれる場合は、造成工事を行わない。さらに、シート等により裸地面を被覆する。</li> <li>施工範囲の雨水を公共用水域 (布湖排水路) へ放流する際に、濁度及び水素イオン濃度 (pH) のモニタリングを実施し、数値の大きな変動が確認された場合は、必要な措置を講ずる。</li> <li>供用時において、対象事業実施区域内に緑地を整備する。その際、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残しながら、空地面積に対して 15%以上の緑地を確保するとともに、緑化面積 10㎡につき中高木 2 本以上 (中木：高さ 1.5m 以上、高木：高さ 3m 以上)、低木 8 本以上 (高さ 0.3m 以上) となるように植栽する。また、植栽する樹種は、地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とする。</li> </ul>	<p>1. 対象事業実施区域内での保全対策が可能な限り実施されており、かつ実効が見込まれること</p> <p>対象事業実施区域は、工事の実施に伴い一時的に生物の生育・生息環境として機能しなくなる。また、対象事業実施区域には植栽樹木 (高木) を主体とする緑地環境が存在し、この環境も、工事の実施に伴い一時的に消失する。しかし、対象事業実施区域は、予測地域の中で、注目種等の主要な生息環境になっておらず、周辺に同様な環境が残されることから、工事の実施時における予測地域の生態系への影響は小さいものと予測する。また、供用開始時には、対象事業実施区域は、新たな市街地環境となる他、左記の環境保全措置に示す緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、予測地域における注目種等の主な生息環境が対象事業実施区域の外側であることから、緑地環境の変化による生態系への影響は小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、対象事業実施区域については、環境保全措置の計画が明確であり、保全対策が可能な限り実施され、かつ実効が見込まれることから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>2. 注目種等の適切な保全 注目種等の多くは対象事業実施区域の周辺域を生育・生息環境としており、工事の実施に伴う直接的な改変はない。一方、対象事業実施区域を生息環境とする一部の種については、工事の実施に伴い一時的に生息環境の一部が消失するものの、確認状況等からそれらの種の主要な生息環境は対象事業実施区域の外側であると考えられる。従って、工事の実施に伴う生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。また、供用開始時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる他、左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出されるものの、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、予測地域における注目種等の主要な生息環境が対象事業実施区域の外側であることから、緑地環境の変化による注目種等の生息個体数や生息密度への影響は小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p> <p>3. 周辺の生態系の保全に対する適切な配慮 対象事業実施区域の周辺域では、工事の実施に伴う直接的な改変はない。また、周辺の生態系に対する間接的な影響については、左記の環境保全措置を講ずる計画である。さらに、供用開始時には、対象事業実施区域は新たな市街地環境となる他、左記の環境保全措置に示した緑地の整備により中低木を中心とした緑地が創出される。創出される緑地は、現況と比べてその面積は減少し、主体が高木から中低木へ変化する。しかし、植栽種は地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とすることで、地域の生態系に配慮した緑地を整備する計画である。</p> <p>以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p>

(余白)

表 10-1(14) 環境影響評価結果の概要 (14/16)

環境要素	調査の結果	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
景観	<p>1. 主要な眺望点及び眺望景観の状況                      主要な眺望点 7 地点での現地調査の結果、対象事業実施区域全体が視認されたのは気象台記念公園、ハケの道の迷路及び利根川展望台の 3 地点、現施設の煙突のみ視認されたのは布佐北面の里の道及び利根川ゆうゆう公園の 2 地点であり、古利根沼及び宮の森公園では対象事業実施区域は視認されなかった。また、各調査地点において、季節変化に伴う対象事業実施区域の視認状況にほとんど変化はなかった。</p> <p>2. 地域の景観の特性                      対象事業実施区域は、主に現施設等の建築物の他、樹木等で構成されている。また、対象事業実施区域周辺の南側は主に水田や樹木といった緑地で構成されており、南側から対象事業実施区域周辺を望む場合、利根水郷ラインから臨む緑の帯（斜面林を含む我孫子市の田園景観）の景観資源を有する農業地域の景観の特性を呈している。一方、対象事業実施区域周辺の北側は主に河川の他、草地や樹木といった緑地で構成されており、北側から対象事業実施区域周辺を望む場合、利根川の景観資源を有する河川の自然景観の特性を呈している。</p>	土地又は工作物の存在及び供用 施設の存在等による景観	<p>1. 主要な眺望点及び眺望景観の変化                      主要な眺望点 7 地点での予測の結果、気象台記念公園、布佐北面の里の道、利根川展望台、利根川ゆうゆう公園の 5 地点については、対象事業実施区域の一部もしくは全体が視認されるものの、現施設と変わらないため、景観構成要素はほとんど変化しない。従って、眺望景観にほとんど変化はないものと予測する。                      ハケの道の迷路については、現施設よりも大きなまとまりとして認識されるようになるため眺望景観は変化する。しかし、建築物は自然や農業と調和するようアースカラーを基本とした低色彩度を採用し、周辺の景観構成要素との違和感をできる限り抑える。                      古利根沼、宮の森公園では、新施設は視認できないため、眺望景観に変化はない。</p> <p>2. 地域の景観特性の変化                      供用時における予測地域の景観は、現況と同様に、南側から望む場合田園風景の景観資源を有する農業地域の景観の特性を、北側から望む場合利根川流域の景観資源を有する河川の自然景観の特性を呈している。一方、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターからの距離が近く、建屋や煙突を見通すことのできる地点については、現施設よりも建物部分が大きく視認されるものの、右記に示す緑化計画及び景観計画により、周囲の緑地や農業地域の景観と調和が図られる。                      以上のことから、地域の景観特性の変化は小さいものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内に緑地を整備する。その際、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残しながら、空地面積に対して 15%以上の緑地を確保するとともに、緑化面積 10㎡につき中高木 2 本以上（中木：高さ 1.5m 以上、高木：高さ 3m 以上）、低木 8 本以上（高さ 0.3m 以上）となるように植栽する。また、植栽する樹種は、地域の潜在自然植生に即した在来種を主体とする。</li> <li>対象事業実施区域は、我孫子市の「景観形成基本計画」で策定されている地区別景観形成方針において、湖北地区農村集落地景観形成エリアとして、農地や斜面緑地などの環境の保全を図るとともにこれらと調和した景観整備を進めることとされている。このため、周辺環境と調和した施設の修景としては、我孫子市生涯学習センター「アピスタ」や他自治体の事例を参考に、建築物の壁面を自然や農業と調和するようアースカラーを基本とした低色彩度とする。具体的な色彩は、事前に我孫子市の景観アドバイザーによる専門家からの意見、助言等を参考に決定する。</li> <li>建築物の壁面及び屋上の緑化を検討する。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      主要な眺望点の眺望景観については、ハケの道の迷路を除く調査地点の眺望景観に変化はない又はほとんど変化はないと予測される。一方、ハケの道の迷路については、対象事業実施区域の建築物等が現施設よりも大きなまとまりとして認識されるようになるため眺望景観は変化する。しかし、建築物は自然や農業と調和する色彩とするようアースカラーを基本とした低色彩度を採用し、周辺の景観構成要素との違和感をできる限り抑える。また、建築物の壁面緑化や屋上緑化を検討することで、その違和感をさらに低減する計画である。なお、本調査地点の主要な景観資源である斜面林を含む田園景観そのものは変化せず、維持されると予測する。                      地域の景観特性については、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターからの距離が近く、建屋や煙突を見通すことのできる地点において、現施設よりも建物部分が大きく視認されるものの、主要な景観資源である田園風景に変化はないため、景観特性への影響は小さいと考えられる。また、左記の環境保全措置に示した緑地の整備や建築や建築物の色彩の検討等により、周辺の景観構成要素との違和感をできる限り抑える計画である。                      以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されていると評価する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>1. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況                      主要な人と自然との触れ合いの活動の場 8 地点での現地調査の結果、利根川は「小堀の渡し」が運航する他、河川敷は「利根川ゆうゆう公園」として活用されている。古利根沼（我孫子市、取手市）は、往時の面影をとどめる風景をもち、釣り場として親しまれている。利根川ゆうゆう公園は、自然観察ゾーンやスポーツゾーン等が整備されている。布佐北面の里の道やハケの道の迷路は、斜面林や田んぼが広がる景観を有する。葺不合神社は我孫子市指定文化財であり、散策ルートの見どころの一つとして紹介されている。利根川サイクリングコースは、利根川の堤防道路にある。</p> <p>2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況                      主要な人と自然との触れ合いの活動の場 8 地点での現地調査の結果、利根川や古利根沼（我孫子市、取手市）、利根川ゆうゆう公園は、釣り、スポーツ、レクリエーションの場として利用されている。また、布佐北面の里の道、ハケの道の迷路は散策の場として、葺不合神社は紅葉狩り等、利根川サイクリングコースはサイクリング、散策の場として利用されていた。</p>	工事車両及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場	<p>1. 工事の実施                      工事車両の走行ルートと隣接する場について、大気質、騒音等の影響が考えられるものの、予測結果ではいずれも評価基準を満足する。さらに、本事業では環境保全措置を実施し、適切な大気汚染対策等を講ずる計画である。                      また、工事車両の走行ルートとアクセスルートが一部重複する場について、アクセスルートの車両台数が増加するものの、現地調査では渋滞はみられず、利用者の多くなる日曜日・休日は工事を実施しないことから、渋滞が発生する可能性は小さいと考えられる。さらに、本事業では、工事車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこととしている。                      以上のことから、利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化は小さいものと予測する。</p> <p>2. 土地又は工作物の存在及び供用                      廃棄物運搬車両の走行ルートと隣接する場において、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質、騒音等の影響が考えられるものの、廃棄物運搬車両の走行ルートは現況と同様であり、走行台数は現況と同等かそれ以下となるため、周辺環境に及ぼす影響の程度にほとんど変化はない。                      また、廃棄物運搬車両の走行ルートとアクセスルートが一部重複するものの、廃棄物運搬車両の走行ルートは現況と同様であり、走行台数は現況と同等かそれ以下となるため、アクセスルートの利用状況にほとんど変化はない。                      以上のことから、利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境にほとんど変化はないものと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。</li> <li>工事車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出させる。</li> <li>工事車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。</li> <li>工事車両が集中しないように工程や配車計画の検討を行う。</li> </ul>	<p>1. 環境の保全が適切に図られているかの評価                      (1) 工事の実施                      工事の実施に際しては、左記に示す環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用                      土地又は工作物の存在及び供用に際しては、廃棄物運搬車両の走行ルートは現況と同様であり、走行台数は現況と同等かそれ以下となるため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境にほとんど変化はないものと予測される。                      以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p>

(余白)

表 10-1(15) 環境影響評価結果の概要 (15/16)

環境要素	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
廃棄物	工事の実施による廃棄物	<p>1. 建設廃棄物 発生する廃棄物は、517t と予測する。このうち、金属くず（10t）は製鉄等原料として売却することから、排出量は 508t となる。 排出する廃棄物のうち、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化率をいずれも 100%とし、これらの処分量を 0t とする。また、紙くず（7t）は再資源化により処分量を 0t とすることから、処分量は、特定建設資材以外の建設資材であるガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類、石膏ボード、その他及び混合廃棄物の合計である 248t と予測する。</p> <p>2. 現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物 発生する廃棄物は、11,940t と予測する。このうち、金属くず（342t）は製鉄等原料として売却することから、排出量は 11,599t となる。 排出する廃棄物のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化率をいずれも 100%とし、これらの処分量を 0t とする。また、特定建設資材以外の建設資材であるガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類、廃石綿等、石膏ボード、その他がれき類（耐火材）、混合廃棄物の合計である 643t となるものと予測する。このうち、廃石綿等については、「石綿障害予防規則」等に基づく対策を講じながら除去作業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属くずは製鉄等原料として売却する。紙くずや特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は再資源化を行い、再資源化率は 100%とする。</li> <li>建設資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努める。</li> <li>ガラスくずや廃プラスチック類等の廃棄物は分別収集を徹底し、再資源化が可能なものについては専門業者に引き渡す。</li> <li>再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、その性状に応じて安定型処分場で処分すべき品目、管理型処分場で処分すべき品目を分別して、適正に処理する。</li> <li>現施設の解体にあたっては、事前調査を実施し、アスベストの存在が確認された場合は、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」（環境省）等に基づく対策を講じながら除去作業を実施する。</li> </ul>	<p>1. 環境保全措置の実施の方法 工工事の実施に際して、廃棄物の再原料化・再資源化や、建設資材の適切な選択、廃棄物の分別徹底と再資源化といった環境保全措置を講ずる計画であり、これにより、廃棄物の処分量の低減を図る。また、廃棄物の性状に応じた適正な処理により、処分する廃棄物の影響を低減する他、廃石綿等の適切な措置により、有害な廃棄物の発生・処理による影響を回避する。 以上のことから、事業者による実行可能な範囲内で対象事業に係る廃棄物の適正な処理が行われるものと評価する。</p> <p>2. 環境保全措置の効果 環境保全措置により、処分量は建設廃棄物で 248t と算定され、発生量 517t に対し、排出抑制効果は約 52%となる。また、現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物で 643t と算定され、発生量も 11,940t に対し、排出抑制効果は約 95%となる。さらに、建設資材の適切な選択や廃棄物の分別徹底等の環境保全措置を講ずる計画であり、処分量の低減を図るものとする。以上のことから、事業者が実行可能な範囲内で廃棄物の処分量が抑制されているものと評価する。</p>
	土地又は工作物の存在及び供用	<p>新廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物の発生量は 3,732t/年で、そのうち焼却灰が 3,110t/年、焼却飛灰が 622t/年となる。このうち、焼却灰の 469t/年が他市において再資源化され、有効利用される計画である。これにより、処分量は焼却灰で 2,641t/年、合計で 3,263t/年を最終処分場に埋立処分する計画である。</p> <p>リサイクルセンターの稼働に伴う廃棄物の発生量は 6,990t/年で、そのうち粗大ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック類、ペットボトル等 5,132t/年がリサイクルセンターにおいて有効利用（再資源化）し、1,469t を新廃棄物処理施設で焼却処理する。それ以外の 389t を最終処分場に埋立処分する計画である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却灰は可能な限り他市の資源化施設に再資源化を委託して有効利用を図る。また、最終処分場で埋め立てるものについては適正に処理する。</li> <li>リサイクルセンターから発生する最終処分場で埋立処分する廃棄物は、その性状に応じて適正に処理する。</li> </ul>	<p>1. 環境保全措置の実施の方法 新廃棄物処理施設の稼働に際しては、焼却灰は可能な限り他市の資源化施設に再資源化を委託して有効利用を図り、最終処分場で埋め立てるものについては適正に処理する計画である。また、リサイクルセンターの稼働によりの稼働により発生する最終処分場で埋立処分する廃棄物は、その性状に応じて適正に処理する計画である。以上のことから、事業者による実行可能な範囲内で対象事業に係る廃棄物の適正な処理がなされるものと評価する。</p> <p>2. 環境保全措置の効果 新廃棄物処理施設の稼働においては、左記の環境保全措置を講ずること処分量は 3,263t/年となり、発生量に対する処分量の割合（処分率）は約 87%となる。再資源化できないものについては、最終処分場にて適正に処理する計画である。また、リサイクルセンターの稼働においては、左記の環境保全措置により、適正に処理する計画である。以上のことから、事業者が実行可能な範囲内で廃棄物の処分量が抑制されているものと評価する。 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働に伴い発生する廃棄物量を現施設と比較すると処分量が抑制されることから、事業者が実行可能な範囲内で廃棄物の処分量が抑制されているものと評価する。</p>
残土	工事の実施による残土	<p>発生土の発生抑制のための工法については、施工範囲内で切土・盛土のバランスを徹底する手法や掘削面積の最小化を検討した。その結果、工事の実施において盛土が想定されないことから、切土・盛土のバランスを徹底する手法は採用できなかった。また、掘削面積の最小化は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの詳細設計の段階で環境保全措置として検討するものとし、予測へ反映しないものとした。</p> <p>対象事業実施区域内での有効利用や対象事業実施区域外での工事間利用等については、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事から現施設の解体工事までは 3 年程度の期間があり、残土の仮置き場を対象事業実施区域に確保することが困難なことから、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事による発生土のうち埋め戻しに利用できなかったものについては、残土として他の工事現場で再利用を図るものとした。また、現施設の解体工事での埋め戻しに必要な土砂は、他の工事現場の残土を対象事業実施区域内に搬入し再利用するものとした。</p> <p>以上の検討結果から、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事による対象事業実施区域からの発生土の量は 48,247.5m<sup>3</sup>、埋め戻し量は 23,720.0m<sup>3</sup>、搬出量（残土）は 24,527.5m<sup>3</sup> と予測する。また、現施設の解体においては、ごみピット等の地下構造物跡地の埋め戻しのため 1,633.0m<sup>3</sup> の土砂が必要となると予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設の解体工事に伴い土砂等が発生する場合は、埋戻し等により可能な限り対象事業実施区域内で再利用する。</li> <li>利用が可能な残土は、50km 範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）へ優先的に搬出し、再利用する（工事間利用調整）。</li> <li>埋め戻しに必要な土砂は、50km 範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）から優先的に搬入し、再利用する（工事間利用調整）。</li> <li>50km 範囲内の他の工事現場で残土の再利用ができない場合は建設副産物情報センター運営の「建設発生土情報交換システム」を活用し再利用に努め（工事間利用調整）、他の工事現場で再利用できない残土は処分地を指定して適正に処分する。</li> <li>対象事業実施区域外へ残土を搬出する際には、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき汚染の有無の確認を行うとともに、汚染が確認された場合には、汚染土壌として関係法令に準拠し適正に処分する。</li> <li>発生土量を抑制する手法として、詳細設計時に可能な限り面積の最小化を検討する。</li> </ul>	<p>1. 環境保全措置の実施の方法 最終的に処分する残土の量の抑制のため、建設工事に伴う発生土のうち埋め戻しに利用できなかったものは、工事間利用調整等による再利用を図る措置を講ずる。また、現施設の解体工事に伴い必要となる土砂は、工事間利用調整により他の工事現場から搬入し再利用を図る。加えて、解体工事で土砂が発生した場合は対象事業実施区域内で再利用を行い、残土量の抑制を図る。さらに、発生土の量を抑制する手法として、詳細設計時に掘削面積の最小化を検討する。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で発生土の量が抑制される手法が採られているものと評価する。また、処分が必要となった残土は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき汚染の有無の確認を行い、汚染が確認された場合には、汚染土壌として適切な処分を行う措置を講ずることから、事業者の実行可能な範囲内で適正な処理が行われるものと評価する。</p> <p>2. 環境保全措置の効果 最終的に処分する残土の量の抑制のため、建設工事に伴う発生土のうち埋め戻しに利用できなかったものは、工事間利用調整等による再利用を図る。また、現施設の解体工事に伴い必要となる土砂は工事間利用調整により他の工事現場から搬入し再利用を図る。加えて、解体工事で土砂が発生した場合は対象事業実施区域内で再利用を行い、残土の量の抑制を図る。これらにより、最終的に対象事業実施区域外に搬出されることになる残土の量は、24,527.5m<sup>3</sup> から 22,894.5m<sup>3</sup> に抑制される。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で発生土の量が抑制されるものと評価する。</p>

(余白)

表 10-1(16) 環境影響評価結果の概要 (16/16)

環境要素	活動要素	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
温室効果ガス等	土地又は工作物の存在及び供用 供用時の温室効果ガス等	<p>1. 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガス 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働によって発生する温室効果ガスの排出量は、20,957t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。 また、施設稼働時に行われる余熱利用の発電による温室効果ガスの削減量は、6,178t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。</p> <p>2. 廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガス 廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガスの排出量の予測結果は、995t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新廃棄物処理施設で発生した余熱により発電し、場内利用することで買電量を低下させるとともに、余剰電力は売電する。</li> <li>新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの設備機器、照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。これにより、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガスの排出量を低減する効果が期待できるため、採用した。新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの設備機器、照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等の関連車両は、整備、点検やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。</li> </ul>	<p>1. 環境保全措置の実施の方法 新廃棄物処理施設の余熱利用による発電を行うことにより、温室効果ガスの排出量を削減することとしている。さらに、計画施設の設備機器、照明等設備について、省エネルギー型の採用に努める他、廃棄物運搬車両等の関連車両について、整備、点検やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響をできる限り低減する環境保全措置が講じられているものと評価する。</p> <p>2. 環境保全措置の効果 供用時に発生する温室効果ガスの発生量の予測結果から新廃棄物処理施設の発電による削減量を考慮すると、温室効果ガスの発生量は約 29%削減され、14,779t-CO<sub>2</sub>/年に抑制される。さらに、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの設備機器、照明等設備について、省エネルギー型の採用に努める他、廃棄物運搬車両等の関連車両について、整備、点検やアイドリングストップ等のエコドライブを徹底することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。 現施設による温室効果ガス発生量と比較した結果、新廃棄物処理施設の稼働によって5,099t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス量が削減される。また、一般廃棄物 1t を焼却する際に排出される温室効果ガス量は、現施設から 0.67t-CO<sub>2</sub> 排出されていたものが、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働により 0.54t-CO<sub>2</sub> に削減される。 以上により、環境保全措置の効果が確認されたことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>

(余白)

## 第11章 委託の状況

本事業に係る環境影響評価は、以下に記載の者に委託して行った。

### 11-1 受託者の名称及び代表者の氏名

受託者の名称：国際航業株式会社 千葉支店

代表者の氏名：支店長 坂井 健也

### 11-2 受託者の主たる事務所の所在地

千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3（幕張テクノガーデンD棟）

## 第12章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書を平成31年4月5日に知事へ送付したところ、平成31年4月26日から令和元年5月27日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から令和元年6月11日の意見提出期限内において、意見書の提出はなかった。

## 第13章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

令和元年 10 月 8 日付環第 545 号で通知された準備書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

### 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、我孫子市内で発生する一般廃棄物の処理を行う我孫子市クリーンセンターの施設老朽化に伴い、現施設の稼働を継続させながら、段階的に現施設の解体・撤去を行いつつ、同一敷地内に新たな廃棄物焼却施設等の構造物や緑地等を整備するものである。新設する廃棄物焼却施設は、現施設と同様の連続燃焼式ストーカ炉とし、1日当たりの処理能力を195トンから、約120トンに縮小するとともに、新たに余熱利用による発電を行い、場内電力利用及び売電を行う計画である。

事業実施区域は、利根川の南側に位置する低地の一角にあり、生活環境の保全に配慮すべき施設として、障害者支援施設や老人福祉施設が近接している。また、周辺には利根川ゆうゆう公園やハケの道の迷路等の憩いの場が存在し、自然との調和を図る必要がある。さらに、事業実施区域内では、重金属等による土壌汚染が確認されており、汚染土壌の拡散防止に十分留意する必要がある。

ついては、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

### 1. 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

#### (1) 大気質

ア 供用時について、最大着地濃度地点だけでなく、方法書に記載の全ての地点を対象に予測及び評価を行うこと。

#### 事業者の見解

最大着地濃度地点に加え、現地調査地点についても予測及び評価を行い、その結果を記載しました(7-94頁～7-95頁参照)。

イ ダウンドラフト時の予測に当たり、対象とした建物及びその選定理由並びに形状係数(C)として採用した数値及びその妥当性を明らかにした上で、必要に応じ、改めて予測及び評価を行うこと。

#### 事業者の見解

対象とした建物は対象事業実施区域内で最も大きな建物である新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターとし、形状係数(C)は「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和61年6月、(社)全国都市清掃会議)にある「Cの値は0.5から2の範囲をとるが、安全側の立場から0.5を用い」という記述を参考に0.5として予測しています。これらがわかるように追加しました(7-92頁参照)。なお、準備書での予測及び評価は上記により妥当なものと考えます。また、これにより、改めて予測及び評価を行う必要はないと考えます。

## (2) 水質

事業実施区域で土壤汚染が確認されていることを踏まえた工事排水の処理及び水質管理の具体的な方法を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。なお、濁水処理プラントを設置する場合は、発生汚泥の処理方法を明らかにすること。

### 事業者の見解

新廃棄物処理施設の建設範囲（エリア I）で確認された汚染土壌は、「土壤汚染対策防止法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」（平成 31 年 3 月、環境省）等に基づき、すべて掘削除去する計画です。その際に発生する排水は、同ガイドラインに基づき、基準超過が確認された特定有害物質（鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物）を対象に、放流前に排水基準に適合することを確認します。放流の際は定期的に排水基準に適合することを確認するとともに、適合しないことが確認された場合は、直ちに放流を停止し、その原因究明と対策を検討・実施します。この掘削除去は、新廃棄物処理施設の建設工事前に行うため、建設工事における工事排水には汚染土壌による特定有害物質が混入することはありません。したがって、建設工事中の排水は、濁度及び水素イオン濃度を対象にモニタリングを実施する計画としました。また、エリア I 以外の範囲は、実施可能な範囲から順次、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施し、汚染土壌が確認された場合は掘削除去等の適切な環境保全措置を講ずる計画です。これらを踏まえ、改めて予測及び評価を実施しました。

なお、濁水処理プラントを設置した場合に発生する汚泥は、産業廃棄物処分業者に処理委託し、当該中間処理施設において処理を行った上で最終処分又は資源化を行う計画です（7-143 頁参照）。

## (3) 水文環境

現施設の地下構造物の影響を考慮の上、改めて工事の実施に係る予測及び評価を行うこと。

### 事業者の見解

現施設の地階・ごみピット等の地下構造物の影響を考慮し、改めて工事の実施に係る予測及び評価を実施しました（7-156 頁～7-160 頁参照）。

## (4) 騒音

廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音について、調査地点 T4 の現況値に係る環境基準の超過要因を明らかにするとともに、その内容を踏まえた評価を行うこと。

### 事業者の見解

調査地点 T4 の現況値に係る環境基準の超過要因は、他の地点に比べ道路幅員が小さく車両が集中すること、特に廃棄物運搬車両が走行していない朝の通勤時間帯の交通量が多いこと、が挙げられます（7-224 頁参照）。これらを踏まえ、改めて評価を行いました（7-235 頁参照）。

## (5) 土壌

地歴調査に基づき、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められるとされた表層の区画において、鉛及びその化合物が土壌含有量基準を大きく超過する結果が見られることから、改めて地歴に関する情報収集を行い、その結果を明らかにした上で、必要に応じて調査の再実施を検討すること。

### 事業者の見解

鉛及びその化合物の土壌含有量基準を超過した要因について、改めて関係者にヒアリングを行い、地歴に関する情報収集を実施しました。その結果、超過した要因に関する情報を得ることはできませんでした（7-341 頁参照）。また、これ以上の原因究明は困難であるため、調査の再実施は必要ないと考えます。

## (6) 植物、動物及び生態系

ア 供用開始から数年後には植栽した樹木等が生長し、現況と同程度の環境になるとされているが、消失する緑地の規模等を踏まえ、環境保全措置を再検討の上、予測及び評価を見直すこと。

### 事業者の見解

消失する緑地の規模を踏まえた上で、予測及び評価を見直しました（7-384 頁、7-387 頁、7-389 頁～7-390 頁、7-393 頁、7-394 頁、7-420 頁、7-422 頁～7-427 頁、7-430 頁～7-431 頁、7-433 頁～7-436 頁、7-438 頁～7-442 頁、7-444 頁～7-450 頁、7-453 頁、7-480 頁～7-481 頁、7-483 頁、7-485 頁～7-486 頁、7-488 頁、7-493 頁～7-494 頁参照）。

イ 現地調査で確認されたイソギクについて、一般的に海岸に生育するものであることから、生育状況を確認の上、自生している場合は、重要な種として取り扱うこと。

### 事業者の見解

イソギクは、古くから栽培されているものです。そのため、本来の生育環境ではなく、かつ調査範囲のような人為的な影響を受けやすい環境では植栽・逸出個体と考えられるため、そのように取り扱うこととしました（資 6-6 頁参照）。

ウ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編」が平成 31 年 3 月に改訂されたことから、当該改訂内容を踏まえるとともに、新たにレッドリストに掲載されたゴマダラチョウを重要な種として取り扱うこと。

### 事業者の見解

動物・陸水生物の確認種は「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編」（平成 31 年 3 月改訂）を選定根拠として重要な種の見直しを実施しました。その結果、ゴマダラチョウが重要な種となるほか、選定基準が変更される重要な種もありました（7-417 頁～7-418 頁参照）。これらについて改めて予測を実施しました（7-428 頁～7-429 頁、7-447 頁、7-450 頁参照）。

エ 工事の実施に係る動物及び生態系について、爬虫類、両生類及び昆虫類は振動等による影響が考えられることから、改めて予測及び評価を行うこと。

**事業者の見解**

工事の実施において、爬虫類、両生類及び昆虫類は振動等による影響を考慮した予測及び評価を改めて実施しました（7-422 頁～7-423 頁、7-440 頁～7-450 頁、7-453 頁、7-484 頁～7-486 頁、7-493 頁～7-494 頁参照）。

オ 供用時の動物及び生態系について、種の移動性等の生態的特性を踏まえ、改めて予測及び評価を行うこと。

**事業者の見解**

供用時において、種の移動性等を踏まえた予測及び評価を改めて実施しました（7-421 頁、7-425 頁、7-484 頁、7-493 頁～7-494 頁参照）。

(7) 景観

ア 線的又は面的に設定された予測地点について、当該予測地点における異なる場所の写真を比較するなど、予測及び評価の妥当性を明らかにすること。

**事業者の見解**

線的又は面的に設定した調査地点のなかで、当該地点の景観資源と対象事業実施区域が複数の場所から確認できる地点について、その写真を掲載して比較するとともに、フォトモンタージュの作成地点（写真撮影地点）として選定した理由を記載することにより、予測及び評価の妥当性を明らかにしました（7-497 頁～7-505 頁参照）。

イ 予測結果のうち、ハケの道の迷路の眺望景観の変化について、建築物の色彩を自然や農業と調和させることにより、その違和感を小さくすることができるとした根拠を明らかにすること。

**事業者の見解**

ハケの道の迷路の眺望景観の変化について、建築物の具体的な色彩を示すとともに、落葉季のフォトモンタージュも記載することにより、これらを用いて、その違和感を小さくすることができるとした根拠を明らかにしました（7-522 頁～7-523 頁参照）。

ウ 眺望景観の変化をできる限り低減するため、建築物の緑化の先行事例等を参考に、一層の環境保全措置を検討すること。

**事業者の見解**

新たな環境保全措置として、壁面緑化や屋上緑化の実施を検討します（7-528 頁～7-529 頁参照）。

(8) 廃棄物

リサイクルセンターから発生する廃棄物の予測について、発生量はリサイクルセンターでの処理後の数値とし、改めて環境保全措置の検討及び評価を行うこと。

事業者の見解

発生量（処分量）はリサイクルセンターでの処理後の数値として、改めて環境保全措置の検討及び評価を実施しました（7-558頁～7-560頁参照）。

(9) 残土

方法書に記載のとおり、発生土の量を抑制する手法の検討結果を明らかにした上で予測を行い、残土の搬出量ができる限り抑制されているかどうかを適切に評価すること。

事業者の見解

発生土の量を抑制する手法の検討結果を明らかにした上で予測を行い、残土の搬出量ができる限り抑制されているかどうか改めて評価を行いました（7-561頁～7-564頁参照）。

(10) 環境保全措置の検討及び評価の手法

ア 環境保全措置について、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業実施に伴う環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにすること。

事業者の見解

環境保全措置において、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した経緯がわかるように、全ての項目において「①環境保全措置の検討」、「②環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を記載しました。

イ 「環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法」による評価については、調査及び予測の結果並びにアの環境保全措置の検討結果等を踏まえて行うとともに、その評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。

事業者の見解

「環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法」による評価について、調査や予測の結果並びに環境保全措置の検討結果等を踏まえて改めて実施しました。

ウ 供用時の評価について、現況と将来を比較するなど、事業の実施に伴う環境影響を分かりやすく整理した上で、改めて行うこと。

事業者の見解

準備書では資料編において現施設と将来施設の比較を行っていた大気質、廃棄物について、本編にその内容を整理した上で、供用時の評価を実施しました。

## 2. 監視計画

(1) 千葉県環境影響評価条例第 14 条第 1 項第 6 号ハに規定する「監視計画その他環境の状況の把握のための措置」は、全ての実施結果について報告・公表の対象となることに留意するとともに、調査の項目ごとに選定理由を整理し、その内容を明らかにすること。

### 事業者の見解

監視計画に記載した調査は、全て報告・公表の対象となることを踏まえ、記載内容を見直しました。また、調査の項目ごとに選定理由を記載しました（9-1 頁参照）。

(2) 重金属等による土壌汚染が確認されていることを考慮し、供用時における事後調査の対象項目に地下水質を追加するとともに、測定値に変動が見られた場合は、その原因を究明し、必要な措置を講ずること。

### 事業者の見解

新廃棄物処理施設の建設範囲（エリア I）では重金属等による土壌汚染が確認されましたが、地下水の汚染は確認されていません。この汚染土壌は「土壌汚染対策防止法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」（平成 31 年 3 月、環境省）等に基づきすべて適切に掘削除去する計画です（7-344 頁参照）。そのため、供用時において地下水へ汚染が拡大することはないと考えますが、掘削除去後は、同ガイドラインに基づき汚染土壌を掘削除去した個所の下流側で対象物質の地下水質を測定し、汚染が地下水まで広がっていないことを確認します。この測定は、事後調査に位置付け実施します（9-2 頁参照）。また、エリア I 以外の範囲では、実施可能な範囲から順次、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施し、汚染土壌が確認された場合はエリア I と同様に掘削除去等の適切な環境保全措置を講ずる計画です（7-344 頁参照）。これらに加えて、環境保全の観点から、供用時における事後調査の対象項目として地下水質を追加し、測定値の変動を確認する計画としました（9-3 頁参照）。なお、測定値が大きく変動した場合は、その原因究明と対策を検討・実施します。

## 3. その他

環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

### 事業者の見解

これまで我孫子市においては、準備書はもとより事業計画概要書以降の図書をインターネット上に公表しており、現時点においても印刷や閲覧が可能な状態を維持しています。評価書においても同様の措置を継続します。

## 第14章 準備書の記載事項の修正の内容

評価書の作成にあたり、以下に示す主な経緯及び理由により準備書の記載事項を修正した。

- ① 準備書に対する千葉県知事意見等への対応
- ② 準備書に関する千葉県環境影響評価委員会での委員意見への対応
- ③ 誤字等の修正及び説明等の補足

準備書の記載事項の主な修正の内容は、以下のとおりである。なお、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」については、最新の既存資料により更新を行った。また、「第10章 総合評価」については、「第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法及び結果」の修正内容を反映した。

### 1. 対象事業の名称、目的及び内容

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
2-3-3 対象事業の規模 「○新廃棄物処理施設：処理能力約 120t/日 (60t/日×2 炉)」	2-6	2-3-3 対象事業の規模 「○新廃棄物処理施設：処理能力 120t/日 (60t/日×2 炉)」 (約を削除)	2-6
[表 2-3-7 新廃棄物処理施設の計画処理量]	2-14	[表 2-3-7 新廃棄物処理施設の計画処理量] 2016(平成 28 年)年度(実績値)の計を修正	2-14
—		「②新廃棄物処理施設稼働後(リサイクルセンター整備 前)のごみ処理の流れ」を追加	2-19
イ. 処理の流れ(例)	2-21	イ. 処理の流れ (例)を削除)	2-22
[図 2-3-12 新廃棄物処理施設のごみ処理フロー]	2-21	[図 2-3-12 新廃棄物処理施設のごみ処理フロー] 休炉時の悪臭対策を追加	2-22
(カ) 灰出し設備 「灰冷却装置」	2-22	(カ) 灰出し設備 「灰冷却装置(湿式または半湿式方式)」	2-23
イ. 処理の流れ(例)	2-24	イ. 処理の流れ	2-25
① 排出ガス	2-28	① 排出ガス 「なお、排出ガスの自主基準値は、近年の技術動向や県 内の周辺自治体における自主基準値の設定状況を踏まえ 設定した(資料 1-1 参照)」を追加	2-29
① 排出ガス処理対策	2-29	① 排出ガス処理対策 光化学スモッグ注意報が発令された場合等の対応を追加	2-30
図 2-3-14 排水処理計画フロー(例)	2-30	図 2-3-14 排水処理計画フロー (例)を削除 「炉内噴霧処理またはごみピット返送」、「焼却灰等処理 水」、「床洗浄水等」からプラント排水へ矢印を追加 「減温塔噴射水」から→大気放出を追加	2-31
② 臭気の分解・脱臭等	2-32	② 臭気の分解・脱臭等 「また、ごみピットには、休炉時は脱臭装置を用いる。」 を追加	2-33
(2) 景観計画	2-32	(2) 景観計画 アースカラーを基本とした低色彩度とする計画であるこ と、具体的な色彩は我孫子市の景観アドバイザーによる意 見等を参考に決定すること、壁面緑化や屋上緑化の実施 を検討することを追加	2-33
(3) 余熱利用計画 「蒸気タービン発電機」	2-33	(3) 余熱利用計画 「蒸気タービン発電機(1,990kWを予定)」	2-34
図 2-3-15 新廃棄物処理施設の熱供給システム(例)	2-33	図 2-3-16 新廃棄物処理施設の熱供給システム (例)を削除)	2-34
③ 濁水対策	2-36	③ 濁水対策 濁水処理プラントを設置することを追加	2-37
⑥ 廃棄物等対策	2-37	⑥ 廃棄物等対策 アスベスト対策を追加	2-38

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 2-3-26 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の設備概要等] 処理能力：現施設 1号炉、2号炉 排出ガス量 排出ガス：塩化水素現施設 2号炉 臭気指数 地下構造物の大きさ  破碎処理施設、資源価値向上施設の概要 注釈	2-38	[表 2-3-26 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の設備概要等] 「24時間」を「日」に修正 「濁き」を「乾き」に修正 「430mg/m <sup>3</sup> 」を「700mg/m <sup>3</sup> 」に修正 「有害物質濃度」を「特定悪臭物質」に修正 ごみピットの地下構造物の大きさを修正 灰ピット・灰汚水槽の地下構造物の大きさを追加 「5時間」を「日」に修正 注1に発電量の注釈を追加 「事業者アンケート」を「一般廃棄物処理施設のメーカーへのアンケート」に修正	2-39

## 2. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法及び結果

### (1) 大気質

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による粉じんの影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-22	(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による粉じん等の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-11 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-12 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-22 ～ 7-23
②評価の結果	7-23	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-24
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事用車両の走行による沿道大気質の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-43	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事用車両の走行による沿道大気質への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-31 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-32 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-44 ～ 7-45
②評価の結果	7-43	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-46
②予測地点	7-76	②予測地点 予測地点として現地調査地点を追加	7-79
ア. 予測項目	7-76	ア. 予測項目 「また、併せて参考として、現施設における長期平均濃度と短期高濃度の予測を行い、新廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測結果との比較を行った。」を追加	7-79
a 煙源条件	7-79	a 煙源条件 「また、現施設の煙源条件は、表 7-2-63 に示すとおりである。なお、排出ガスは現施設の平成 29 年度の測定結果の平均値から設定した。」を追加	7-82
表 7-2-58 煙源条件	7-80	表 7-2-62 新廃棄物処理施設の煙源条件 表 7-2-63 現施設の煙源条件【参考】 現施設の煙源条件を追加 新廃棄物処理施設の排出ガス条件は自主基準値を用いたこと、現施設の排出ガス条件は平成 29 年度の測定結果の平均値を用いたことを注釈に追加	7-83
a 予測式 「予測式は、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和 61 年 6 月、(社)全国都市清掃会議)、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省)を参考に、以下のとおりとした。」	7-83	a 予測式 削除	7-86

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(a) 拡散式 (ブルーム式) 予測式「Q」 予測式「u：排出源高さの風速 (m/秒)」 予測式「H <sub>e</sub> ：排出源高さ (m)」	7-83	(a) 拡散式 (ブルーム式) 予測式「Q <sub>p</sub> 」に修正 予測式「u：煙突頂部の風速 (m/秒)」に修正 予測式「H <sub>e</sub> ：有効煙突高 (m)」に修正	7-86
(b) 気象条件 「比較的高濃度が生じやすい気象条件として大気安定度が不安定な場合とし」	7-84	(b) 気象条件 「比較的高濃度が生じやすい気象条件として、大気安定度が不安定で風速が弱い場合とし」	7-87
(b) 気象条件 「上層逆転層発生時に比較的高濃度が生じやすい気象条件とし、大気濃度の影響が大きくなる大気安定度不安定時として」	7-85	(b) 気象条件 「比較的高濃度が生じやすい気象条件として、大気安定度が不安定で風速が弱い場合とし」	7-88
(c) 有効煙突高の設定 ΔH =(・・・)	7-88	(c) 有効煙突高の設定 ΔH =2(・・・) (「2」を追加)	7-91
(b) 拡散パラメータ 「拡散パラメータは、建物等によって煙が初期の拡がりを持つとした次式により求めた。」	7-89	(b) 拡散パラメータ 「拡散パラメータは、7-86 頁の「(a) 拡散式 (ブルーム式)」の σ <sub>y</sub> 、σ <sub>z</sub> に代えて、建物等によって煙が初期の拡がりを持つとした次式により求めた Σ <sub>y</sub> 、Σ <sub>z</sub> を当てはめた。なお、対象とした建物は対象事業実施区域内で最も大きな建物である新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターとし、形状係数(C)は「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和 61 年 6 月、(社) 全国都市清掃会議)にある「C の値は 0.5 から 2 の範囲をとるが、安全側の立場から 0.5 を用い」との記載に基づき 0.5 とした。」	7-92
(c) 有効煙突高の設定 CONCAWE 式： Δ H = 0.0855・QH <sup>1/2</sup> ・u <sup>-3/4</sup> 形状係数 Q <sub>H</sub> ： 排出熱量 (J/秒) Q <sub>H</sub> =ρ・C <sub>p</sub> ・Q・ΔT	7-89	(c) 有効煙突高の設定 CONCAWE 式： Δ H = 0.0855・Q <sub>H</sub> <sup>1/2</sup> ・u <sup>-3/4</sup> Q <sub>H</sub> ： 排出熱量 (J/秒) Q <sub>H</sub> =ρ・C <sub>p</sub> ・Q・ΔT	7-92
(b) 気象条件 「比較的高濃度が生じやすい大気安定度が不安定な場合とし、」	7-89	(b) 気象条件 「比較的高濃度が生じやすい気象条件として、大気安定度が不安定で風速が弱い場合とし、」	7-92
[表 7-2-64 ダウンドラフト時における気象条件の設定]	7-89	[表 7-2-69 ダウンドラフト時における気象条件の設定] 比較的高濃度が生じやすい気象条件として、風速 4m/秒を削除	7-93
(ア) 年平均値	7-91	(ア) 年平均値 現地調査地点における予測結果、現施設における予測結果を追加	7-93 ～ 7-94
(イ) 日平均値の年間 98%値 (または 2%除外値)	7-91	(イ) 日平均値の年間 98%値 (または 2%除外値) 現地調査地点における予測結果を追加	7-95
(ウ) 接地逆転層崩壊時	7-98	(ウ) 接地逆転層崩壊時 最大濃度出現距離 (m) について、100m 間隔の数値に修正	7-102
(オ) ダウンドラフト時	7-99	(オ) ダウンドラフト時 風速 4.0m/秒の予測結果を削除	7-102
(カ) 短期高濃度予測結果と基準等との比較	7-100	(カ) 短期高濃度予測結果と基準等との比較 新廃棄物処理施設及び現施設の大気質の予測結果の比較 (表 7-2-79) を追加	7-104
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設の稼働による大気質の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-101	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設の稼働による大気質への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-80 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-81 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-105
②評価の結果	7-102	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加 現施設からの変化を踏まえた評価を追加	7-107

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-126	(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質への影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-102 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-103 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-131
②評価の結果	7-126	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-132

## (2) 水質

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
オ. 法令による基準等	7-134	オ. 法令による基準等 本事業の第二段階工事の際には、現施設（焼却施設）の水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用されることを追加	7-140
③予測対象時期 「工事の影響が最大となる時期とした。」	7-135	③予測対象時期 「予測対象時期は、水質汚濁防止法の特設施設である現施設（焼却施設）と施工範囲が一体となり特設施設の排水基準が適用される時期（第二段階工事）と、施工範囲が最大となり工事の影響が最大となると想定される時期（第三段階工事）の2時期とした。」	7-141
ア. 予測項目	7-135	ア. 予測項目 汚染土壌による特定有害物質について予測項目とすることを追加	7-141
(ア) 工事計画に関する条件	7-135	(ア) 工事計画に関する条件 第二段階工事（水質汚濁防止法の特設施設の排水基準が適用される時期）の裸地面積 8,284m <sup>2</sup> を追加	7-142
—	7-135	(ウ) 土壌に関する条件 対象事業実施区域のうち、新廃棄物処理施設の建設範囲（エリア I）において確認された汚染土壌は適切に掘削除去する計画であること、エリア I 以外の範囲は順次、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施し、汚染土壌が確認された場合はエリア I と同様に掘削除去等の適切な環境保全措置を講ずることを追加	7-142
⑤予測結果	7-136	⑤予測結果 「ア. 水質汚濁防止法の特設施設の排水基準が適用される時期（第二段階工事）」を追加 「イ. 工事の影響が最大となると想定される時期（第三段階工事）」を修正	7-143
(3) 環境保全措置 「本事業では、施工時において降雨時の濁水及びアルカリ排水による水質への影響を低減するために、次に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-136	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による水質への影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-112 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-113 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-144 ～ 7-146
②評価の結果	7-137	②評価の結果 「(ア) 水質汚濁防止法の特設施設の排水基準が適用される時期（第二段階工事）」、「(イ) 工事の影響が最大となると想定される時期（第三段階工事）」を追加	7-146

## (3) 水文環境

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[図 7-2-37(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図]	7-142	[図 7-2-37(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図] 調査地点 G1、G2 の構造図を追加	7-151

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[図 7-2-40 工事の実施による地下水位の変化の予測手順]	7-147	[図 7-2-40 工事の実施による地下水位の変化の予測手順] 現施設を追加	7-156
—	7-148	「ii. 予測対象時期における現施設の地下構造物の存在」を追加	7-157
[図 7-2-42 平面配置（工事の実施）]	7-149	[図 7-2-42 平面配置（工事の実施）] 予測時点の現施設の地下構造物を追加	7-158
[図 7-2-43 地下水・地盤条件（工事の実施）]	7-149	[図 7-2-43 地下水・地盤条件（工事の実施）] 予測時点の現施設の地下構造物を追加	7-158
表 7-2-106 掘削工事による地下水位の予測結果	7-150	表 7-2-119 掘削工事による地下水位の変動予測結果 （変動を追加）	7-159
[図 7-2-44 工事による地下水位の変動予測結果]	7-151	[図 7-2-44 工事による地下水位の変動予測結果] 現施設の地下構造物の影響を考慮した予測に修正	7-160
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事に伴う地下水位への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-152	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による水文環境への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-120 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-121 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-161
②評価の結果	7-152	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-162
表 7-2-107 掘削工事による地下水位の予測結果	7-157	表 7-2-119 地下構造物の存在による地下水位の変動予測結果 （変動を追加）	7-167
(3) 環境保全措置 「本事業では、地下構造物の存在に伴う地下水位への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-159	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの存在による水文環境への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-123 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-124 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-169
②評価の結果	7-159	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-170

#### (4) 騒音

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による騒音の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-170	(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による騒音の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-128 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-129 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-181
②評価の結果	7-170	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-182
[表 7-2-111 騒音の調査地点（工事用車両の走行による道路交通騒音）] 「廃棄物運搬車両」	7-171	[表 7-2-130 騒音の調査地点（工事用車両の走行による道路交通騒音）] 「工事用車両」に修正（2箇所）	7-183
[表 7-2-115 予測に用いた交通量] 注釈	7-180	[表 7-2-134 予測に用いた交通量] 「注 2）現況①「大型」は表 7-2-132 「自動車交通量の調査結果」の大型車と廃棄物運搬車両（現況のもの）の台数を合計したものである。」を追加	7-192

準備書の記載内容 ([ ]は記載箇所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事用車両の走行による道路交通騒音の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-182	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事用車両の走行による道路交通騒音の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-137 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-138 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-194 ～ 7-195
②評価の結果	7-183	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-196
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による騒音の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-194	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による騒音の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-143 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-144 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-207 ～ 7-208
②評価の結果	7-194	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-209
イ. 予測手順 「類似事例」(2箇所)	7-199	イ. 予測手順 「類似事例である現施設」または「類似事例(現施設)」に修正	7-214
[図7-2-64 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の予測手順] 「類似事例」	7-199	[図7-2-64 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の予測手順] 「類似事例(現施設)」	7-214
⑤予測結果 「類似施設」	7-201	⑤予測結果 「現施設」に修正	7-216
[表7-2-124 低周波音の予測結果] 「類似施設」	7-201	[表7-2-148 低周波音の予測結果] 「現施設」に修正	7-216
[表7-2-125 計画施設と類似施設との比較] 「類似施設」、「類似施設(現施設)」 廃棄物処理施設：処理能力 破碎処理施設、資源価値向上施設の概要：処理能力内容	7-202	[表7-2-149 計画施設と現施設との比較] 「現施設」に修正 「24時間」を「日」に修正 「5時間」を「日」に修正	7-217
[図7-2-65 類似施設における低周波音調査地点] 「類似施設」、「類似施設工場建物」	7-202	[図7-2-65 現施設における低周波音調査地点] 「現施設」に修正	7-217
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-203	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による低周波音の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-150 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-151 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-218
②評価の結果	7-204	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-220
ア. 騒音の状況	7-208	ア. 騒音の状況 T4(新木野団地)で環境基準を満足しなかった理由を追加	7-224
[表7-2-132 予測に用いた交通量] 注釈	7-215	[表7-2-157 予測に用いた交通量] 「注2」現況①「大型」は表7-2-155「自動車交通量の調査結果」の大型車と廃棄物運搬車両(現況のもの)の台数を合計したものである。」を追加	7-231

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-218	(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-160 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-161 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-234 ～ 7-235
②評価の結果	7-218	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-235

## (5) 振動

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による振動の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-228	(3) 環境保全措置 「本事業では、建設機械の稼働による振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-166 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-167 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-245
②評価の結果	7-228	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-246
[表7-2-139 振動の調査地点（工用車両の走行による道路交通振動）] 「廃棄物運搬車両」	7-229	[表7-2-168 振動の調査地点（工用車両の走行による道路交通振動）] 「工用車両」に修正（2箇所）	7-247
(ア) 予測時間帯 「(7時～18時)」	7-238	(ア) 予測時間帯 「(7時～19時)」に修正	7-256
[表7-2-144 予測に用いた交通量]	7-238 ～ 7-239	[表7-2-144 予測に用いた交通量] 「注」現況①「大型」は自動車交通量の調査結果の大型車と廃棄物運搬車両（現況のもの）の台数を合計したものである。」を追加	7-256 ～ 7-257
(3) 環境保全措置 「本事業では、工用車両の走行による道路交通振動の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-241	(3) 環境保全措置 「本事業では、工用車両の走行による道路交通振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-177 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-178 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-259 ～ 7-261
②評価の結果	7-242	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-261
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による振動の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-253	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働による振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-183 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-184 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-272
②評価の結果	7-253	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-273
[表7-2-154 振動の状況の調査結果] 注釈	7-257	[表7-2-154 振動の状況の調査結果] 「注4) 時間区分は振動規制法の要請限度の区分とした。」を削除（注1と重複しているため） 注5を注4に修正	7-277

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-158 予測に用いた交通量]	7-264 ～ 7-265	[表 7-2-191 予測に用いた交通量] 「注」現況①「大型」は自動車交通量の調査結果の大型車と廃棄物運搬車両（現況のもの）の台数を合計したものである。」を追加	7-284 ～ 7-285
(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-268	(3) 環境保全措置 「本事業では、廃棄物運搬車両の走行による道路交通振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-195 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-196 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-289
②評価の結果	7-269	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-290

## (6) 悪臭

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
ア. 悪臭の状況	7-276	ア. 悪臭の状況 現地調査実施時の現施設（焼却炉、脱臭装置等）の稼働状況を追加	7-297
(ア) 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響 「現地調査結果等、既存施設等の類似事例の参照」	7-281	(ア) 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターに搬入・貯留される廃棄物の影響 「現地調査結果や類似事例（現施設）の参照」に修正	7-302
ii. 予測式 予測式「u：排出源高さの風速（m/秒）」 予測式「H：排出源の高さ（m）」	7-282	ii. 予測式 予測式「u：煙突頂部の風速（m/秒）」に修正 予測式「H <sub>e</sub> ：有効煙突高（m）」に修正	7-303
[表 7-2-173 計画施設と現施設における悪臭対策の比較] 廃棄物処理施設：処理能力 破碎処理施設、資源価値向上施設の概要：処理能力内容	7-284	[表 7-2-208 計画施設と現施設における悪臭対策の比較] 「24時間」を「日」に修正 「5時間」を「日」に修正	7-305
⑤予測結果	7-284	⑤予測結果 類似施設と現施設の表現方法を低周波音の予測結果と整合させるため、「現施設」という表現に統一（文章もそれに合わせ適宜修正）	7-305
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターからの悪臭の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-285	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターからの悪臭による影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-210 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-211 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-306 ～ 7-307
②評価の結果	7-287	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-309

## (7) 地盤

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[図 7-2-94(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図]	7-292	[図 7-2-94(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図] 調査地点 G1、G2 の構造図を追加	7-314
表 7-2-180 掘削工事による地下水位の予測結果	7-296	表 7-2-217 掘削工事による地下水位の変動予測結果 (変動を追加)	7-318

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事に伴う地盤への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-297	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による地盤への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-218 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-219 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-319
②評価の結果	7-297	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-320
表7-2-181 地下構造物の存在による地下水位の予測結果	7-300	表7-2-220 地下構造物の存在による地下水位の変動予測結果 (変動を追加)	7-323
(3) 環境保全措置 「本事業では、地下構造物の存在に伴う地盤への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-300	(3) 環境保全措置 「本事業では、地下構造物の存在による地盤への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表7-2-221 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表7-2-222 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-323
②評価の結果	7-300	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-324

## (8) 土壌

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
イ. 地形、地質及び地下水位の状況 「土壌の構成及び地下水位の状況を調査した。」	7-301	イ. 地形、地質及び地下水位等の状況 「土壌の構成、地下水位及び地下水質の状況を調査した。」	7-325
(ア) 現地調査	7-302	(ア) 現地調査 「なお、対象事業実施区域のうち、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」以外は「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分された。」を追加	7-326
イ. 地下水位の状況 「地下水位の状況を把握するため、表7-2-183及び図7-2-96に示すとおり、対象事業実施区域内の2地点に地下水位観測孔を設置して地下水位の調査を実施した。」 「地下水は対象事業実施区域の西側から東側に向かって、利根川方向に流れていると推測される。」	7-302	イ. 地下水位及び地下水質の状況 「地下水位及び地下水質の状況を把握するため、表7-2-224及び図7-2-96に示すとおり、対象事業実施区域内の2地点に地下水位観測孔を設置して地下水位の調査を実施するとともに、地下水の分析を行った。」 「対象事業実施区域に分布する沖積層は、南西側で薄く、東側で厚く堆積しており、地下水はこの地層に沿って概ね西側から東側に向かって、利根川方向に流れていると推測される。」	7-326
[表7-2-183 調査地点（工事の実施による土壌）]	7-302	[表7-2-224 調査地点（工事の実施による土壌）] 調査項目に「地下水質」を追加	7-326
[図7-2-96 土壌汚染の状況及び地下水位調査地点]	7-303	[図7-2-96 土壌汚染の状況及び地下水位・地下水質調査地点] 「地下水質」を追加 注釈「対象事業実施区域のうち、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」以外は「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分された」を追加	7-327

準備書の記載内容 (〔 〕は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[図 7-2-97 土壤汚染状況調査及び詳細調査範囲・区画]	7-304	[図 7-2-97 土壤汚染状況調査及び詳細調査範囲・区画] 調査区画の起点、調査地点、現施設を追加 注釈「対象事業実施区域のうち、調査範囲（エリア1）以外の範囲は実施可能な範囲から順次、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施していく計画である。」を追加 注釈「対象事業実施区域のうち、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」以外は「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分された。」を追加	7-328
—		「図 7-2-98 地下水推測流向」を追加	7-329
イ. 地形、地質及び地下水位の状況	7-305	イ. 地形、地質及び地下水位等の状況 「また、地下水質の状況は、地下水位の状況と同じ2地点において、採水、分析により把握した。」を追加	7-330
[表 7-2-184 調査方法（工事の実施による土壌）]	7-305	[表 7-2-225 調査方法（工事の実施による土壌）] 「地下水質」の「調査方法」を追加	7-330
オ. 法令による基準等 「・環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準」	7-305	オ. 法令による基準等 「・環境基本法に基づく環境基準」	7-331
[表 7-2-185 調査期間（工事の実施による土壌）]	7-305	[表 7-2-226 調査期間（工事の実施による土壌）] 地下水質の調査期間を追加	7-331
(イ) 既往調査 「土壤汚染状況調査及び詳細調査を実施した。」	7-307	(イ) 既往調査 「土壤汚染状況調査及び詳細調査を本市が実施しており、その結果を整理した。なお、調査結果の詳細は資料編（資料5-1）に示した。」	7-333
[表 7-2-187 土壤汚染状況調査及び詳細調査の調査項目] 第二種特定有害物質：土壌調査 計102地点 第二種特定有害物質：鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	7-307	[表 7-2-228 土壤汚染状況調査及び詳細調査の調査項目] 第二種特定有害物質：土壌調査 計101地点に修正 第二種特定有害物質：鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 試料採取の対象に地下水を追加 注釈※3を追加	7-333
[図 7-2-98 土壤汚染状況調査及び詳細調査の結果]	7-309	[図 7-2-99 土壤汚染状況調査及び詳細調査の結果] 計画建築物ではなく、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地等を追加 注釈「対象事業実施区域のうち、調査範囲（エリア1）以外の範囲は実施可能な範囲から順次、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施していく計画である。」を追加 注釈「対象事業実施区域のうち、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」以外は「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分された。」を追加	7-335
[図 7-2-100(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図]	7-311	[図 7-2-101(1) 対象事業実施区域の地質想定断面図] 調査地点 G1、G2 の構造図を追加	7-337
—		「図 7-2-102 地下水位観測結果」を追加	7-339
—		(ウ) 地下水質の状況 「図 7-2-231 地下水質の分析結果」を追加	7-340
ウ. 地歴の状況	7-313	ウ. 地歴の状況 地歴に関してヒアリングによる情報収集を実施した結果を追加	7-341
(ア) 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準	7-314	(ア) 環境基本法に基づく環境基準 地下水の水質汚濁に係る環境基準に関する記述を追加	7-341
(イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	7-314	(イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る環境基準に関する記述を追加	7-341
(ウ) 土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準	7-314	(ウ) 土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準 対象事業実施区域の一部が形質変更時要届出区域に指定されたことを追加	7-341
⑤予測結果	7-315	⑤予測結果 「また、G1、G2 で実施した地下水質についても、全ての項目で環境基準を満足していた。」を追加	7-343

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による土壌への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-315	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による土壌への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-233 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-234 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-343 ～ 7-344
②評価の結果	7-316	②評価の結果 調査結果や環境保全措置の内容を追加	7-345
(3) 環境保全措置 「本事業では、ばい煙又は粉じん発生による土壌への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-326	(3) 環境保全措置 「本事業では、ばい煙又は粉じんの発生による土壌への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-245 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-246 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-354 ～ 7-355
②評価の結果	7-326	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-356

#### (9) 日照阻害

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、土地又は工作物の存在及び供用による日照阻害の影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-333	(3) 環境保全措置 「本事業では、施設の使用等による日照阻害の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-249 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-250 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-363
②評価の結果	7-333	②評価の結果 環境保全措置の内容を追加	7-364

#### (10) 植物

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
ウ. 植生の状況 「優先度」	7-336	ウ. 植生の状況 「優占度」に修正	7-367
ア. 地域特性に関する情報 「カタシヤクジモ」	7-338	ア. 地域特性に関する情報 「カタシヤクジモ」に修正	7-369
イ. 植物相の状況 「湿性植物」 「植物の確認種一覧は、資料編（資料 5-1）に示す。」	7-338	イ. 植物相の状況 「湿生植物」に修正 「植物の確認種一覧は、資料編（資料 6-1）に、特定外来生物の確認位置は資料編（資料 6-3）にそれぞれ示す。」に修正	7-369
ウ. 植生の状況 「また、対象事業実施区域周辺の東側の一部には、アカメガシワエノキ群落、ヨシクラス、路傍・空地雑草群落（セイタカアワダチソウ等高茎草本優占）等の複数の植物群落がパッチ状に分布していた。」	7-339	ウ. 植生の状況 「また、対象事業実施区域周辺の東側の一部には、ムクノキエノキ群落（代償植生）、ミゾソバエノキ群落、路傍・空地雑草群落（セイタカアワダチソウ等高茎草本優占）等の複数の植物群落がパッチ状に分布していた。」	7-370
[表 7-2-205 確認植物群落一覧] 「アカメガシワエノキ群落」 「クサギアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-339	[表 7-2-253 確認植物群落一覧] 「ムクノキエノキ群落（代償植生）」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバエノキ群落」に修正	7-370

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-206 各植物群落の概要] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-340 ～ 7-341	[表 7-2-254 各植物群落の概要] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-371 ～ 7-372
[図 7-2-107 植生図 (現況)] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-343	[図 7-2-109 植生図 (現況)] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-374
[表 7-2-214 植生自然度の判別結果] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-349	[表 7-2-262 植生自然度の判別結果] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-380
ア. 植物相の変化 「各予測対象時期における植物相については、変化はないものと予測する。」	7-353	ア. 植物相の変化 「各予測対象時期における植物相については、変化は小さいものと予測する。」	7-384
[表 7-2-216 植物相の変化についての予測結果]	7-353	[表 7-2-264 植物相の変化についての予測結果] 消失する緑地の規模等を踏まえて予測結果を修正	7-384
ウ. 植物群落の変化	7-356	ウ. 植物群落の変化 消失する緑地の規模等を踏まえて予測結果を修正	7-387
[表 7-2-205 植物群落の面積の変化] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-356	[表 7-2-268 植物群落の面積の変化] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-387
[図 7-2-110 植生図 (供用開始時・供用数年後)] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-357	[図 7-2-112 植生図 (供用開始時・供用数年後)] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-388
エ. 大径木・古木の生息状況の変化	7-358	エ. 大径木・古木の生息状況の変化 環境保全措置の内容等を踏まえて予測結果を修正	7-389
オ. 植生自然度の変化	7-359	オ. 植生自然度の変化 消失する緑地の規模等を踏まえて予測結果を修正	7-390
[表 7-2-222 植生自然度の変化] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-359	[表 7-2-270 植生自然度の変化] 「ムクノキーエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバーヨシ群落」に修正	7-390
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による植物への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-361	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施及び施設の使用等による植物への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-271 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-272 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-392
②評価の結果	7-361 ～ 7-362	②評価の結果 予測の修正、環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-393 ～ 7-394

## (11) 動物

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
③調査地点	7-364	③調査地点 「また、各トラップ設置地点における設置状況は、表 7-2-223 に示すとおりである。」を追加	7-396
—	7-364	「表 7-2-274 各トラップ設置地点における設置状況」を追加	7-396
[図 7-2-112 動物調査地点]	7-365	[図 7-2-114 動物調査地点] トラップ調査地点 T2-1、T2-2、T2-3、T2-4、T2-5 を追加	7-397
(ア) 哺乳類	7-371	(ア) 哺乳類 「特定外来生物の確認位置は、資料編 (資料 7-3) に示す。」を追加	7-403

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(イ) 鳥類 「なお、確認された鳥類のうち、重要な種は26種(カワウ、ダイサギ等)、外来種は1種(カワラバト)が該当した。 鳥類のラインセンサス法及びポイントセンサス法での確認種一覧は、資料編(資料6-1)に示す。」	7-372	(イ) 鳥類 「なお、確認された鳥類のうち、重要な種は21種(ダイサギ、クイナ等)、外来種は1種(カワラバト)が該当した。 鳥類のラインセンサス法及びポイントセンサス法での確認種一覧は、資料編(資料7-1)に、特定外来生物の確認位置は、資料編(資料7-3)にそれぞれ示す。」	7-404
[表7-2-226 鳥類確認種一覧]	7-373	[表7-2-277 鳥類確認種一覧] 重要な種からカワウ、トビ、チョウゲンボウ及びツバメを削除し、重要な種の種数を21種に修正	7-405
(ウ) 爬虫類 「なお、確認された爬虫類のうち、重要な種は8種(ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ等)、外来種は2種(ミシシippアカミミガメ等)が該当した。」	7-375	(ウ) 爬虫類 「なお、確認された爬虫類のうち、重要な種は7種(ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ等)、外来種は2種(ミシシippアカミミガメ等)が該当した。」	7-407
[表7-2-229 爬虫類確認種一覧]	7-375	[表7-2-280 爬虫類確認種一覧] 重要な種からクサガメを削除し、重要な種の種数を7種に修正	7-407
(エ) 両生類	7-375	(エ) 両生類 「特定外来生物の確認位置は、資料編(資料7-3)に示す。」を追加	7-407
(オ) 昆虫類 「昆虫類の確認種一覧は、資料編(資料6-2)に示す。」	7-376	(オ) 昆虫類 「昆虫類の確認種一覧は、資料編(資料7-2)に、特定外来生物の確認位置は、資料編(資料7-3)にそれぞれ示す。」	7-408
[表7-2-232 重要な種の選定根拠] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-377	[表7-2-283 重要な種の選定根拠] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-409
[表7-2-233 哺乳類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-378	[表7-2-284 哺乳類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-410
(ウ) 鳥類 「確認された鳥類のうち、表7-2-234に示すとおり、8目15科26種が重要な種に該当した。」	7-379	(ウ) 鳥類 「確認された鳥類のうち、表7-2-285に示すとおり、7目12科21種が重要な種に該当した。」	7-411
[表7-2-234 鳥類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-379	[表7-2-285 鳥類の重要な種] カワウ、トビ、チョウゲンボウ及びツバメを削除 ダイサギ、コサギ、タゲリ、ムナグロ、クサシギ、オオタカ及びハヤブサの選定基準⑥のランクを修正 目数を7目、科数を12科、種数を21種、選定基準⑥の数を21種に修正 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-411
(エ) 爬虫類 「確認された爬虫類のうち、表7-2-235に示すとおり、2目5科8種が重要な種に該当した。」	7-380	(エ) 爬虫類 「確認された爬虫類のうち、表7-2-286に示すとおり、1目4科7種が重要な種に該当した。」	7-412
[表7-2-235 爬虫類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-380	[表7-2-286 爬虫類の重要な種] クサガメを削除 目数を1目、科数を4科、種数を7種、選定基準⑥の数を7種に修正 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-412
[表7-2-236 両生類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-381	[表7-2-237 両生類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-413

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-237 昆虫類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-382	[表 7-2-288 昆虫類の重要な種] ヤマトタマムシを削除し、ゴマダラチョウを追加 ルリクチプトカメムシ、コハンミョウの選定基準⑥のランクを修正 ダイサギ、コサギ、タゲリ、ムナグロ、クサシギ、オオタカ及びハヤブサの選定基準⑥のランクを修正 選定基準⑥の数を13種に修正 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-414
[図 7-2-114 注目すべき生息地] 「アカメガシワ-エノキ群落」 「クサギ-アカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-384	[図 7-2-116 注目すべき生息地] 「ムクノキ-エノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバ-ヨシ群落」に修正	7-416
③予測対象種 「・「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)により消息不明・絶滅生物、最重要保護生物、重要保護生物、要保護生物に指定された種」	7-385	③予測対象種 「・「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)により消息不明・絶滅生物、最重要保護生物、重要保護生物、要保護生物に指定された種」	7-417
[表 7-2-238 予測対象種]	7-386	[表 7-2-289 予測対象種] ダイサギを削除し、ムナグロ、クサシギ、ルリクチプトカメムシ、コハンミョウ及びゴマダラチョウを追加 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-418
[表 7-2-239 動物相の変化についての予測結果]	7-388	[表 7-2-290 動物相の変化についての予測結果] 消失する緑地の規模や工事による振動の影響等を踏まえ予測結果を修正	7-420
イ. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 「各予測対象時期における地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域については、いずれの種においても、変化はない、ほとんど変化はない又は変化は小さいものと予測する。」	7-388	イ. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 「各予測対象時期における地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域については、いずれの種においても、変化は小さいものと予測する。」	7-420
[表 7-2-241 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化についての予測結果]	7-389 ～ 7-390	[表 7-2-292 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化についての予測結果] 消失する緑地の規模や工事による振動の影響、生態的特徴等を踏まえ予測結果を修正	7-421 ～ 7-423
[表 7-2-242 重要な種の生息状況の変化についての予測結果]	7-391 ～ 7-410	[表 7-2-293 重要な種の生息状況の変化についての予測結果] ダイサギを削除し、ムナグロ、クサシギ、ルリクチプトカメムシ、コハンミョウ及びゴマダラチョウを追加 消失する緑地の規模や工事による振動の影響、生態的特徴等を踏まえ予測結果を修正	7-424 ～ 7-450
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による動物への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-411	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施及び施設の存在等による動物への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-295 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-296 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-451 ～ 7-452
②評価の結果	7-412	②評価の結果 予測の修正、環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-453

## (12) 陸水生物

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(ア) 魚類	7-416	(ア) 魚類 「特定外来生物の確認位置は、資料編 (資料 8-2) に示す。」を追加	7-457

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-247 重要な種の選定根拠] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-419	[表 7-2-300 重要な種の選定根拠] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-460
[表 7-2-248 魚類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-420	[表 7-2-301 魚類の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-461
[表 7-2-249 底生動物の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-421	[表 7-2-302 底生動物の重要な種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-462
③予測対象種 「・「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)により消息不明・絶滅生物、最重要保護生物、重要保護生物、要保護生物に指定された種」	7-422	③予測対象種 「・「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)により消息不明・絶滅生物、最重要保護生物、重要保護生物、要保護生物に指定された種」	7-463
[表 7-2-250 予測対象種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 (2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)	7-422	[表 7-2-303 予測対象種] 「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)に修正	7-463
[表 7-2-251 陸水生物相の変化についての予測結果]	7-423	[表 7-2-304 陸水生物相の変化についての予測結果] 環境保全措置を踏まえ予測結果を修正	7-464
イ. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 「地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域については、いずれの種においても、変化はないものと予測する。」	7-424	イ. 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化 「地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域については、いずれの種においても、ほとんど変化はないものと予測する。」	7-465
[表 7-2-253 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化についての予測結果]	7-424 ~ 7-425	[表 7-2-306 地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化についての予測結果] 生態的特徴等を踏まえ予測結果を修正	7-465 ~ 7-466
ウ. 重要な種の生息状況の変化 「重要な種の生息状況については、変化はないものと予測する。」	7-425	ウ. 重要な種の生息状況の変化 「重要な種の生息状況については、ほとんど変化はないものと予測する。」	7-467
[表 7-2-254 重要な種の生息状況の変化についての予測結果]	7-426	[表 7-2-307 重要な種の生息状況の変化についての予測結果] 生態的特徴等を踏まえ予測結果を修正	7-467
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による陸水生物への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-427	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による陸水生物への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-308 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-309 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-468 ~ 7-469
②評価の結果	7-428	②評価の結果 予測の修正、環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-470

### (13) 生態系

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-255 調査地域の環境類型区分] 「アカメガシワ-エノキ群落」 「クサギ-アカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-431	[表 7-2-310 調査地域の環境類型区分] 「ムクノキ-エノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバ-ヨシ群落」に修正	7-473
[表 7-2-256 環境類型区分毎の生態系構成要素] 「アカメガシワ-エノキ群落」 「クサギ-アカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-433	[表 7-2-311 環境類型区分毎の生態系構成要素] 「ムクノキ-エノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバ-ヨシ群落」に修正	7-475

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[図 7-2-117 調査地域の食物連鎖模式図] 「アカメガシワーエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	7-434	[図 7-2-119 調査地域の食物連鎖模式図] 「ムクノキエノキ群落 (代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバヨシ群落」に修正	7-476
[表 7-2-259 注目種等の生育・生息状況の変化についての予測結果]	7-438 ～ 7-445	[表 7-2-314 注目種等の生育・生息状況の変化についての予測結果] 消失する緑地の規模や工事による振動の影響、生態的特徴を踏まえ予測結果を修正	7-480 ～ 7-487
イ. 予測地域の生態系の変化	7-446	イ. 予測地域の生態系の変化 消失する緑地の規模等を踏まえ予測結果を修正	7-488
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による生態系への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-448	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施及び施設の有無等による生態系への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-316 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-317 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-490 ～ 7-492
②評価の結果	7-449 ～ 7-450	②評価の結果 予測の修正、環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-493 ～ 7-494

#### (14) 景観

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 7-2-262 各調査地点における写真撮影地点及びその設定根拠]	7-453 ～ 7-458	[表 7-2-319 各調査地点における写真撮影地点及びその設定根拠] 各調査地点の写真撮影地点の設定根拠を修正 調査地点 V4：布佐北面里の道、V5：ハケの道の迷路及び V6：利根川ゆうゆう公園の撮影検討地点の眺望景観写真を追加	7-497 ～ 7-505
「フォトモンタージュ写真」	7-465 7-467 7-469 7-471 7-473	「フォトモンタージュ」(写真を削除)	7-513 7-515 7-517 7-519 7-521
(オ) ハケの道の迷路	7-473	(オ) ハケの道の迷路 自然や農業と調和するよう色彩として、アースカラーを基本とした低色彩度を採用することや屋上緑化等を検討することを追加 落葉季のフォトモンタージュ「表 7-2-275 ハケの道の迷路の眺望景観の変化 (落葉季)」を追加	7-522 ～ 7-523
「フォトモンタージュ写真」	7-475 7-477	「フォトモンタージュ」(写真を削除)	7-525 7-527
イ. 地域の景観特性の変化	7-478	イ. 地域の景観特性の変化 予測を修正	7-528
(3) 環境保全措置 「本事業では、良好な景観形成に寄与するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-478	(3) 環境保全措置 「本事業では、施設の有無等による景観への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-339 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-340 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-528 ～ 7-529
②評価の結果	7-479	②評価の結果 予測の修正、環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-530

(15) 人と自然との触れ合いの活動の場

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(3) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するために、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-498	(3) 環境保全措置 「本事業では、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-349 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-350 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-549 ～ 7-550
②評価の結果	7-498	②評価の結果 環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-550

(16) 廃棄物

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(イ) 現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物	7-499	(イ) 現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物 類似 2 施設の竣工時期、処理能力、延床面積を追加	7-551
ア. 建設廃棄物（新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事に伴う廃棄物）	7-500	ア. 建設廃棄物（新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの建設工事に伴う廃棄物） ガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類、石膏ボード等について分別収集を徹底し、再資源化が可能なものについては専門業者に引き渡すことを追加	7-552
イ. 現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物	7-501	イ. 現施設の工作物の撤去又は廃棄に伴う廃棄物 廃石綿等は解体工事前に調査を実施し、アスベストの存在が確認された場合は「石綿障害予防規則」や「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」（環境省）等に基づく対策を講じながら除去作業を実施することを追加 ガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類、石膏ボード等について分別収集を徹底し、再資源化が可能なものについては専門業者に引き渡すことを追加	7-553
(2) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による廃棄物の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-502	(2) 環境保全措置 「本事業では、工事の実施による廃棄物の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-353 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-354 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-554 ～ 7-555
②評価の結果	7-503	②評価の結果 環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-556
ア. 新廃棄物処理施設	7-504	ア. 新廃棄物処理施設 新廃棄物処理施設から発生する焼却灰 2,641t/年、焼却飛灰 622t/年、合計 3,263t/年を最終処分場に埋立処分する計画であることを追加	7-557
[表 7-2-294 新廃棄物処理施設から発生する廃棄物(2023年度 <sup>注)</sup> ] 「発生量」 「有効利用量」	7-504	[表 7-2-356 新廃棄物処理施設から発生する廃棄物(2023年度 <sup>注)</sup> ] 「発生量（計画処理量）」に修正 「有効利用量（再資源化量）」に修正	7-557
イ. リサイクルセンター	7-504	イ. リサイクルセンター リサイクルセンターから発生する 389t/年を最終処分場に埋立処分する計画であることを追加	7-558
[表 7-2-293 リサイクルセンターから発生する廃棄物(2025年度 <sup>注)</sup> ] 「発生量」10,493 「有効利用量」10,104	7-504	[表 7-2-357 リサイクルセンターから発生する廃棄物(2025年度 <sup>注)</sup> ] 「発生量（計画処理量）」6,990に修正 「有効利用量（再資源化量）」5,132に修正 「新廃棄物処理施設へ搬出」1,469を追加	7-558

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
(2) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの稼働による廃棄物の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-505	(2) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの稼働による廃棄物の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-358 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-359 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-558 ～ 7-559
②評価の結果	7-506	②評価の結果 環境保全措置の内容を踏まえ修正 【現施設との比較による評価】を追加	7-559 ～ 7-560

### (17) 残土

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
イ. 予測方法	7-507	イ. 予測方法 予測結果に汚染土壌の掘削除去による発生土を含めていないことを追加	7-561
④予測結果	7-507	④予測結果 発生土量の抑制する手法の検討結果を追加し、予測の文章を修正 汚染土壌の掘削除去により残土が減少する可能性があることを追加	7-561 ～ 7-562
[表 7-2-295 工事の実施による発生土及び残土の量の予測結果]	7-507	[表 7-2-363 工事の実施による発生土及び残土の量の予測結果] 搬出・搬入量の収支を削除	7-562
(2) 環境保全措置 「本事業では、建設工事に伴う発生土及び残土の量の影響を低減するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】	7-508	(2) 環境保全措置 「本事業では、建設工事に伴う発生土及び残土の量の影響を事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-364 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-365 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-562 ～ 7-563
②評価の結果	7-506	②評価の結果 環境保全措置の内容を踏まえ修正 「表 7-2-366 工事の実施による搬出・搬入土量の収支」を追加	7-564

### (18) 温室効果ガス等

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
ア. 予測項目	7-510	ア. 予測項目 現施設と新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの稼働による温室効果ガスの予測結果との比較を行うことを追加	7-565
(ア) 新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガス	7-510 ～ 7-511	(ア) 新廃棄物処理施設及びびりサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガス 予測式の単位を修正 現施設の稼働に伴う活動量や排出係数を追加	7-566 ～ 7-567
[表 7-2-298 地球温暖化係数] 「一酸化窒素」	7-511	[表 7-2-371 地球温暖化係数] 「一酸化二窒素」に修正	7-567
(イ) 廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガス	7-512	(イ) 廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガス 予測式の単位を修正	7-568
[表 7-2-300 排出係数（軽油を燃料とする車両）]	7-512	[表 7-2-373 排出係数（軽油を燃料とする車両）] 注釈のうち、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-平成 28 年度実績。」（平成 29 年 12 月、環境省・経済産業省）を削除	7-568

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
ア. 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガス	7-513	ア. 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働により発生する温室効果ガス 現施設の稼働により発生する温室効果ガスの排出量の算定結果を追加	7-569
(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働及び廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するために、以下に示す措置を講じる計画である。」 【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】	7-514	(3) 環境保全措置 「本事業では、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働と廃棄物運搬車両の走行により発生する温室効果ガスの排出量を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するために、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を実施した。」 「①環境保全措置の検討」、「表 7-2-378 環境保全措置の検討内容」、「②環境保全措置の効果」、「表 7-2-379 環境保全措置の効果」、「③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」を追加	7-571
②評価の結果	7-514	②評価の結果 環境保全措置の内容を踏まえ修正	7-572 ～ 7-573
②評価の結果 【現施設との比較による効果】	7-515	②評価の結果 【現施設との比較による評価】に修正 現施設の温室効果ガス低減の取り組みがないことを追加	7-573

### 3. 環境の保全のための措置

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
第8章 環境の保全のための措置 「本事業の計画段階で配慮した環境保全措置及び調査・予測の結果に基づき講じる環境保全措置は以下のとおりである。」	8-1	第8章 環境の保全のための措置 「本事業に係る環境影響評価を行うにあたっては、事業の実施による環境影響がない、あるいは極めて小さいと判断される場合を除いて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、または低減すること、必要に応じて損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国または地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準または目標の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討した。その際、環境保全措置の複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を行った。その結果、環境の保全のために講ずることとした措置は、以下に示すとおりである。」	8-1
環境保全措置の内容	8-2～ 8-12	環境保全措置の種類、環境保全措置の内容、措置の区分、環境保全措置の効果、効果の不確実性の程度、実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響、実施主体を追加	8-2～ 8-27

### 4. 監視計画

準備書の記載内容 ([ ]は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
9-1 事後調査を行うこととした理由	9-1	9-1 事後調査を行うこととした理由 「工事の実施における事後調査の項目及び選定理由は表 9-1-1 に、土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び選定理由は表 9-1-2 に、それぞれ示すとおりである。」を追加 「表 9-1-1 工事の実施における事後調査の項目及び選定理由」、「表 9-1-2 土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び選定理由」を追加 「なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」（平成10年6月19日条例第26号）第39条（事後調査等の実施）に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。」を削除	9-1
9-2-1 工事の実施 「工事の実施における事項調査」	9-1	9-2-1 工事の実施 「工事の実施における事後調査」	9-2

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
[表 9-2-1 工事の実施における事後調査の項目及び方法等]	9-1	[表 9-2-1 工事の実施における事後調査の項目及び方法等] 水質の対象項目に有害物質(土壌汚染が確認された物質)を追加 環境要素に地盤を追加 地下水位の調査期間を「施工期間において影響が最大となる第二段階工事の期間中」に修正 事後調査の項目として土壌を追加	9-2
9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用 「土地又は工作物の存在及び供用における事項調査」	9-2	9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用 「土地又は工作物の存在及び供用における事後調査」	9-3
[表 9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等]	9-2	[表 9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等] 環境要素に地盤を追加 事後調査の項目として土壌を追加	9-3
[表 9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用におけるモニタリング調査の項目及び方法等]	9-3	[表 9-2-2 土地又は工作物の存在及び供用におけるモニタリング調査の項目及び方法等] 調査期間を修正	9-4
9-6 事後調査の実施主体等 「事後調査については、我孫子市が実施する。なお、施設の運営に関連する土地又は工作物の存在及び供用の煙突排出ガスモニタリング等については、運営業務を受託した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。」	9-4	9-6 事後調査の実施主体等 「事後調査については、我孫子市が実施する。」	9-5

## 5. 資料編

準備書の記載内容 ( [ ] は記載個所を示す)	頁	評価書の記載内容	頁
—	—	「資料 1-1 排ガスの自主基準値及び排ガス量」を追加	資 1-1
[資料 2-8 新廃棄物処理施設の稼働による大気質と現施設の稼働による大気質の比較]	資 2-21 ～ 資 2-22	削除 (本編に記載したため)	-
—	—	「資料 5-1 エリア I における土壌汚染状況調査及び土壌汚染詳細調査結果」を追加	資 5-1 ～ 資 5-15
[資料 5-1 植物確認種一覧] 「ミズワラビ」 イソギク アメリカミコシガヤ	資 5-1 資 5-6 資 5-8	[資料 6-1 植物確認種一覧] 「ヒメミズワラビ」に修正 イソギクの備考(植栽、逸出)を修正 アメリカミコシガヤを外来種に追加 外来種、備考(植栽、逸出)の種数を修正	資 6-1 資 6-6 資 6-8
[資料 5-2 植生調査票] 「アカメガシワエノキ群落」 「クサギアアカメガシワ群落」 「ヨシクラス」	資 5-10 資 5-14 資 5-16 資 5-22 資 5-24	[資料 6-2 植生調査票] 「ムクノキエノキ群落(代償植生)」に修正 「ヌルデ群落」に修正 「ミゾソバヨシ群落」に修正	資 6-10 資 6-14 資 6-16 資 6-22 資 6-24
—	—	「資料 6-3 特定外来生物の確認位置」を追加	資 6-26
[資料 6-1 鳥類ポイントセンサス法・ラインセンサス法調査結果]	資 6-1 資 6-2	[資料 7-1 鳥類ポイントセンサス法・ラインセンサス法調査結果] カワウ、トビ、チョウゲンボウ及びツバメを重要種から削除 重要種の種数を修正	資 7-1 資 7-2
[資料 6-2 昆虫類確認種一覧]	資 6-9 資 6-15	[資料 7-2 昆虫類確認種一覧] ヤマトタムシを重要種から削除 ゴマダラチョウを重要種に追加	資 7-9 資 7-15
—	—	「資料 7-3 特定外来生物の確認位置」を追加	資 7-16
—	—	「資料 8-2 特定外来生物の確認位置」を追加	資 8-2
[資料 9-2 工作物撤去又は廃棄に伴う廃棄物発生量の予測に用いた建物延べ床面積及び発生原単位]	資 9-1	[資料 10-2 工作物撤去又は廃棄に伴う廃棄物発生量の予測に用いた建物延べ床面積及び発生原単位] 「なお、発生原単位は、算出に用いた類似 2 施設の実績より算定した。この 2 施設は焼却施設や粗大ごみ処理施設等を含んでいるものの、施設毎の廃棄物の発生状況は不明であることから、施設全体の撤去又は廃棄に係る発生原単位として用いた。」を追加	資 10-1
[資料 10-1 現施設の稼働により発生する温室効果ガス]	資 10-1 ～ 資 10-3	削除 (本編に記載したため)	-